

戸隠山神領の構造と入会問題

大石 慎三郎

〔I〕はじめに

〔II〕戸隠山神領の成立と構造

- 1 戸隠山神領の成立
- 2 戸隠山神領の配分
- 3 戸隠山神領農民と領主
- 4 戸隠山神領の年貢
- 5 新田開発

〔III〕戸隠山神領における入会争論

- 1 戸隠山神領における諸争論について
- 2 雪舟一件
 - (1) 事件の発端と両者の主張
 - (2) 雪舟慣習について
 - (3) 調停の失敗と本坊裁許, 宝光院衆徒の立退
 - (4) 宝曆一件
 - (5) 寺社奉行所における裁許
- 3 堯瑛ハルヒの新法と裏山一件
 - (1) 堯瑛の新法
 - (2) 裏山一件
- 4 飯縄一件について
 - (1) 寛文の出入
 - (2) 天保の出入
 - (3) 弘化の示談

〔I〕はじめに

戸隠とは信州善光寺平の西側に、あたかもその背骨をなすかのように連なる岩山＝戸隠山塊の下に連なる高原地帯一帯をいう。この岩山を戸隠山というのは、“天の岩戸伝説”とからんでいる。“天の岩戸伝説”はいまさらいうまでもないが、その昔、スサノオノミコトの乱暴を怒った天照大神が天の岩戸の中

にかくれてしまった。そのため光を失った神々は、苦心の末に再びこれを岩戸から迎え出した。そのとき岩戸を開ける役割を引き受けたのが力の強い天手力雄命であった。命はこのように岩戸を天上に残しておき、万一再びこの中に天照大神が入るようなことがあってはと考え、この岩戸を引きちぎって下界に投げ棄てた。この岩戸がたまたま落ちたところがこの戸隠の地で、その岩戸の岩が今日みられる戸隠山の岩山の連なりだというのである。多分岩で作った大戸のように連なる岩山を見ての想像だろうが、戸隠信仰はこの岩戸神話と強く結びついている。

すなわち人皇第八代孝元天皇の5年に、天手力雄命の子孫達が命をこの地に祭ったのが今日の戸隠神社の始まりだといわれている。なおその前からこの地に水の神である九頭龍大神が祭られていたが、この戸隠神社に九頭龍大神をも合祀した。今日戸隠神社が天手力雄命と九頭龍大神との二柱を主祭神としているのはこのような理由からといわれる。

このように戸隠信仰は“天の岩戸伝説”に端を発しているので、これも岩戸伝説に関係がある鶏を神聖視するようになり、明治初年の三院（奥院・中院・宝光院）衆徒の申し合わせにも、院内衆徒・門前百姓に至るまで、鶏は一切食べないのは勿論、たとえ院内で弁当を食べる旅人でも、鶏肉・鶏卵を食べることを許さぬという規定があるほどである。

さてこのように天手力雄命と九頭龍大神の二柱を中心とする戸隠信仰に、やがて山岳信

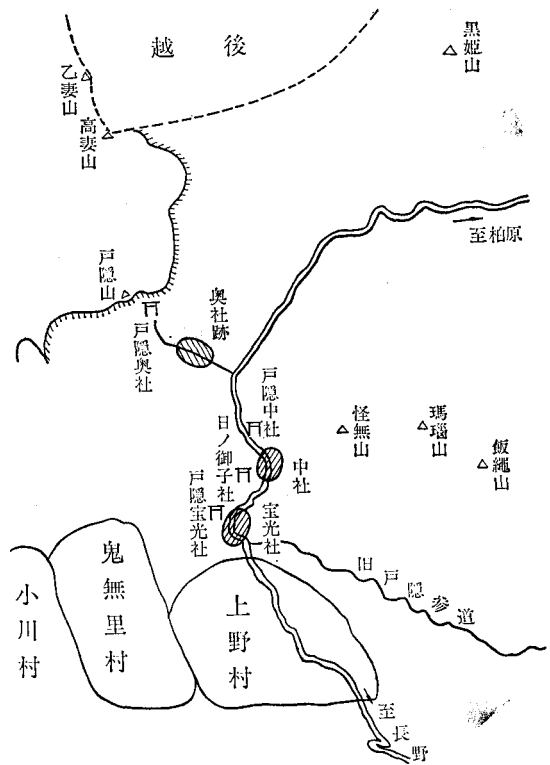
仰と結びついた修験道が入ってき、両者が結びついて戸隠信仰をますます全国的なものとしてゆく。

戸隠は地図で判る通り人里を遠く離れた深山であるうえに、戸隠の巨大な岩場を持っている。このような条件は修験道場としてうってつけのものである。そのためこの地が日本有数の修験道場として栄えるようになるのだが、この地に最初に足をふみ入れた修験者は、我国修験道の始祖といわれる役ノ行者とされている。時代は天武天皇の御代のことといわれているが、しかしこのあたりは、いわば修験道場どこにでも見られる開山伝説であって、歴史的真實味をおびてくるのは学問行者あたりからである。すなわち嘉祥3年(850)学問行者という修験者が、まず飯繩山に登り、ついで戸隠山に入って前記二神の神殿を造営し、役ノ行者の跡を再興して初代の戸隠山別当職についたといわれている。

ともかくこの頃より我国修験道は段々と隆盛を迎えるが、戸隠もほぼそれと歩調を合わせて栄えてゆき、鎌倉から足利時代にかけて、本院谷十九坊、中院谷三十四坊、宝光院谷二十九坊、杜家一、真言派十谷十ヶ寺を戸隠十三谷と称し末寺を合わせて戸隠三千坊といわれる全盛時代を迎えるのである。

しかしさしもの隆盛をほこった戸隠も戦国時代に急速におとろえ、一時は全山廢墟となる衰退期を迎えるのである。その理由は武田、上杉の両雄の北信濃争奪戦にまきこまれたためである。すなわち弘治3年(1557)善光寺平に進出した武田軍は、その勢いに乗じて戸隠に押し寄せようとしたので驚いた戸隠一山の衆徒は一時越後領に難をさけた。その翌々永禄2年(1559)今度は上杉勢が、前年戸隠が武田の祈願を行なったことを怒って兵を戸隠にさしむけたので、あわてた一山衆徒は山を棄てて鬼無里のきなさ小川に難をさけた。このように戸隠は武田と上杉の間にはさまれ、一方をたてれば片方がたたぬという苦しい立場に追

い込まれ、枕を高くして神に奉仕することも出来なくなったので、永禄7年本院谷の祇乗坊の大先達であった真祐は、一山70余人を引き連れて小川郷の筏ヶ峯(現上水内郡南小川村筏)に移り、ここに戸隠の神々を移し祀った。この地にいること約30年、天下は漸く穏やかになったので一同は再び戸隠の地に帰ったが、帰ってみると戸隠の地は荒れ果て、結局本院谷十九坊のうち十二坊、中院谷三十四坊のうち二十四坊、宝光院谷二十九坊のうち十七坊



が再興出来たにすぎなかった。このような状態のなかで近世における戸隠は再出発するのである。以下本論で扱うのは、このような形で再出発した戸隠山の神領の成立と構造および入会争論についてである。なお参考までに関係略図を掲げておく。

なおこの論文は信濃毎日新聞社による戸隠総合学術調査の一環として行なった調査にもとづくものである。

〔Ⅱ〕 戸隠山神領の成立と構造

1 戸隠山神領の成立

戸隠山神領1,000石は慶長17年(1612)の徳川家康の下記の朱印状によって成立したとされている。

戸隠山神領

信濃国水内郡栗田村、二条、上楠川合貳百石者先寄進也、上野村、栃原村内下楠川、宇和原、奈良尾合八百石者新寄進也、都合千石、内別当五百石、社僧三百石、社家貳百石、全可寺納、並社領門前境内山林竹木為守護不入、令寄附上者、永代不可有相違者也、弥可抽天下安全之祈禱状如件

(徳川家康)
(御朱印)

慶長拾七年五月朔日

(1)
この朱印状にある先寄進 200 石分とは、川中島領主森忠政がこれより先に寄進していた部分であり、新寄進とは徳川家康がこの慶長17年の段階で寄進したものである。さてこの朱印地の具体的内容を、「元和八年 御朱印惣高割覚」⁽²⁾によってみると先寄進とは

一、八拾石	栗田村
一、八石八斗	上楠川村
一、百拾壺石貳斗	二条

合貳百石

であり、新寄進とは

一、六百貳拾六石七斗七升貳合	上野村
一、五拾八石八升	下楠川村
一、六拾貳石七斗三升三合	宇和原村
一、四拾九石九斗五升八合	奈良尾村
一、貳石四斗五升七合	栃原村

合八百石

である。さて先寄進のうち二条は上野村のなかにあるので、戸隠山神領1,000石のうち737石余(73%強)は戸隠山に続く台地にある上野村地籍に存在している。この上野村は慶長

7年の森忠政の検地によると総石高合計733石594であるので、上野村地籍全体が戸隠山神領となったとしてよい。さてこの上野村は、同時代に森忠政によって検地をされた中之条・幸高・栃倉・八重森・網掛などの村々と検地⁽³⁾帳分析を通して比較してみると(第1表参照)次のような点が特徴として指摘出来る。

(イ) 戸隠村は網掛村と並んで零細土地所有者の比率が非常にすくない。すなわち1石未満の土地所有者は戸隠村28.2%、網掛村29.2%に対し、八重森村34.7%、栃倉村42.9%、中之条村46.4%、幸高村68.2%となっており、逆に5石以上の土地所有者が戸隠村36.9%、網掛村29.2%、幸高村19.0%、栃倉村11.4%、中之条村10.8%、八重森村9.9%となっている。

(ロ) このことは、上野村に零細農民が少ないことを示すが、しかし逆に上野村が富裕な村であることにはならない。村の総反別で総石高を割った数字をみると八重森村1.24963、栃倉0.99577、網掛0.95986、幸高0.95425、戸隠0.89602、中之条0.83058というように戸隠は最低から二番目である。このことは、総反別に対する総石高の比重が少ない、すなわち耕地の生産力が低いということを示している。

慶長7年の検地帳の分析が示す限りにおいては、戸隠山神領の中心地となる上野村は以上のようなところである。

戸隠山とは前記のような神領を持つ戸隠山一帯を神域とする、具体的には奥院・中院・宝光院の三つの社僧集団であるが、この戸隠神域がどの地域にわたるかについては、長禄の縁起のなかに四至傍示があったとされるが、現在ではどうなっていたか判らない。明治5年、廃藩置県によって戸隠山支配地を上知(地)したときの地域を、戸隠中社(院)の人々が⁽⁴⁾長野県に差出した「上知戸隠山林野原調書」によってみると第2表の如くなっている。一つの参考となろう。

〔註〕(1) 信濃史料 第21巻所収

戸隠山神領の構造と入会問題

第1表

石数 \ 村名	戸隠村	中之条村	幸高村	栃倉村	八重森村	網掛村
1石以下	29戸(28.2%)	77戸(46.4%)	148戸(68.2%)	15戸(42.9%)	42戸(34.7%)	19戸(29.2%)
1石	12	33	38	7	23	16
2 "	8	18	19	2	21	3
3 "	3 (35.0%)	7 (42.2%)	5 (30.0%)	4 (45.7%)	14 (55.4%)	4 (41.5%)
4 "	9	6	1	3	6	2
5 "	4	6	2		3	2
6 "	3	3	2		5	3
7 "	5	1			2	3
8 "	3 (15.5%)		(1.4%)		1 (8.3%)	1 (13.8%)
9 "	3	3 (4.8%)	1		2	1
10 "	2	1				1
11 "	2	2		1		3
12 "	1	1		1	1	1
13 "	1	1				1
14 "	2					1
15 "	2 (11.7%)	1 (4.8%)		1 (11.4%)	(0.8%)	2 (12.3%)
16 "	1	1				
17 "	1	1				
18 "		1		1		
19 "	1	1				
20 "	1	1				
21 "	2	1				1
22 "	1					
23 "	1					
24 "	1					
25 "		1 (1.2%)	1 (0.5%)			
26 "	1 (5.8%)				1 (0.8%)	
27 "						
28 "						
29 "						
30 "						1
31石以上	4 (3.9%)					
戸数合計	103	165	217	35	121	65
石高/反別	0.89602	0.83058	0.95425	0.99577	1.24963	0.95986

- (2) 戸隠中社 今井家文書
- (3) 戸隠村検地帳は宝光社公会堂所蔵本、
他は「信濃史料」第19巻所収のものを用いた。
- (4) 宮沢家文書 475号

2 戸隠山神領の配分

この戸隠山神領1,000石は慶長18年7月17日の次の朱印状によって、国家の安治を祈願する条件で守護不入の地とされると同時に、別当分500石、社僧分300石、社家分200石とい

戸隠山神領の構造と入会問題

第2表

字				
怪無山	7歩雑木立 3歩椴木立	高サリ	凡	4丁 32丁
礪礪山	雑木立	高サリ		3丁 26丁
午王峯	"	高サリ		0.5丁 13丁
燕尾	"	高サリ		1丁 26丁
燕尾ナダレ	草場	周リ		28丁
大羽場・高テツキ大洞 天狗嶽	雑木立 但シ東側北山郷掛リ	"		70丁
越水北下り原	熊笹立	"		28丁
達摩石原	萱立	"		14丁
小河原	草場立 熊笹立	"		33丁
大洞沢	雑木立	"		46丁
糠塚原	熊笹立	"		26丁
五地藏山	岩山7歩立 雑木立	"		20丁 3里
高妻山	岩山生 小笹	高サリ	凡	3里 6里
乙妻山	"			2.5里 4里
白水沢	雑木立	高サリ		2.5里 20丁
弥陀ノ大門	"	高サリ		1里 5里
虚空蔵山	3分青木立 7分雑木立	高サリ		2里 5里
中山	3分青木立 7分雑木立	高サリ		30丁 6.5里
大ニ木峯 露見山	元松本領境	高サリ		20丁 1里
鳥居峯	岩山	高サ		25丁 1.5里
地獄谷ヨリ札木マテ	雑木立	南北 東西		4里 40丁
長ヅル子	岩山	高サ 横		50丁 10丁
惣名 西嶽	"	高サ 横		1.5里 5里
西光寺谷大川入ヨリ 大平僧ヶ原相落沢マテ	5分雑木立 5分草場	東西 南北		30丁 35丁

うように所領が配分された。その朱印状は下の如くである。

戸隠山神領，信濃国水内郡之内所々都合千

(別) 石事，任去年五月朔日先判之旨，至当職五百石，社僧分三百石，社家分貳百石可令社納，
社領村里門前境内，山林竹木等為守護不入之地，永不可有相違者也，弥可勤国家安

治懇祈之精誠状如件

慶長十八年七月十七日

別当
社僧中
社家方

さて、ここに出てくる別当とは、戸隠山総支配人ともいうべき別当勸修院のことで、朱印地の半分はこれに属している。社家分とは火ノ御子神社(中社と宝光社の中間にある)の神主栗田家に属するもので、300石が社僧、すなわち戸隠の社僧達に属している。ところが、戸隠の社僧は戸隠奥院(のち里坊のあった中院=中社に出てしまい、現在は中社地域に住んでいる)・中院(社)・宝光院(社)の三集団に分れているが、ここにいる社僧分300石の朱印地をもらったのは、後述するように奥院のみで、中院・宝光院は朱印地を受けていない。このことがその後の戸隠の歴史を複雑なものにする一因となるのだが、なぜこのように配分されることになったかについては慶長17年⁽²⁾の成立とされる「御朱印配当奥組日記」で次のように説明されている。

徳川幕府も成立し諸制度もようやくとのい始めた慶長17年頃、戸隠山別当栄尊法印は戸隠山神領の朱印地をもらうために駿府の徳川家康のもとに行こうと、一山衆徒に呼びかけた。その時奥院衆徒はこれに応じたが、中院・宝光院の両衆徒は「少々くらいの朱印地をもらっても、たいして役にたたない」といってこれに応じなかった。それでやむなく別当と奥院惣代とのみが交渉のために駿府に向いた。しかもその間度々使いをやって、中院・宝光院に「三院がそろって朱印地下付の願をすれば朱印地が増えて都合が良いから同調するように」とすすめたが、中院と宝光院とは「駿府までも出てゆけば費用が多くかかってかなわぬから」といって勧誘に応じなかった。そのため結局別当と奥院とのみが家康と交渉を続け、その結果1,000石の朱印地を

拝領することとなった。その後御朱印改の役人として大久保石見守が信州矢代宿に来たが、その段階になってはじめて中院・宝光院の両院は大久保石見守に自分達も朱印地を拝領したいと願い出た。しかし「今迄の拝領交渉には全然顔を見せず、決定後の今頃になって願出ても無意味である」として却下され、結局朱印地の配分には中院・宝光院は除外されることになったというのである。このため同じ戸隠山に属しながら別当と奥院とは朱印地を持ち、それを物質的基礎としたのになら、中院と宝光院とは、^{カスミ}霞と称する在(農村部)に散在する戸隠信仰と結びついた講(戸隠)組をその物質的基礎とするようになったのである。

このようにして別当と奥院のみが社僧として朱印地を持ったということは、別当と奥院との間に、特別な一体感を持たせ、同じ社僧仲間でも物質的基礎を異にする中院と宝光院とに別個の行動をとらせることが多かったようである。

すなわち、正徳元年(1711)宝光院衆徒と神領上野村との間に^{まかいろん}境論^{カスミ}がおこり、その争論に奥院衆徒が宝光院側につくかどうかとの質問が別当から出されたのに対し、奥院衆徒は別当に次のように返事している。⁽³⁾

奥院衆徒之儀者、御朱印之配当茂頂戴仕候得者、千石之内=出入御座候節、何事=不寄、中院宝光院衆徒中と一同相談者不仕来候、若他領と出入も御座候得者、事=寄両院衆徒中と一同仕候、奥院衆徒之儀者何時も御本坊方=而両院之衆徒と者格別=御座候

つまり、戸隠山神領全体が他領と争うような場合は問題により戸隠山の同じ社僧の一員として、中院・宝光院両院の者とも相談するが、戸隠神領1,000石のことについては、どんなことでも、中院・宝光院側と相談することはせず、奥院衆徒は常に本坊(別当)側につき、

両院衆徒とは別格である、というのである。

〔註〕(1)「御当家令条」第51号

(2) 宮沢家文書 788号

(3) 今井家文書 333号

3 戸隠山神領農民と領主

次に前記のように三つに配分された戸隠神領1,000石が、農民と領主という視角から見た場合、どのような体裁になっていたかを考察してみたい。

この問題については、戸隠神領1,000石のうち500石を領し、戸隠神領最大の領主であった別当勸修院と、いま一つ杜家分200石を領した栗田家との文書が完全に散逸している今日、殆ど判らないと云ってよいだろう。更に別当勸修院は単に500石分の領主であるのみならず、戸隠山全領を支配する立場にあり、したがってその文書がないことは、戸隠神領全体の支配体制を知ることが殆ど絶望的になっている。また更に別当勸修院のもとにあって、戸隠神領を直接支配する立場にあった、代官大出氏以下地方支配関係の文書が残っていないことも、この事情に拍車をかけている。

以上のような理由から、戸隠神領農民と領主との関係は殆ど知ることが得ないが、奥院分について若干史料が残っているので、不十分であるが、以下その考察をしてみたい。

慶長17年の「御朱印配当奥組日記」(写)によると神領の配分は同じ奥院でも

三拾石 円覚坊・祇乗坊・遊勝坊・常祇坊

二拾五石 禅明坊・円明坊

二拾石 能遊坊・金輪坊・瑞光坊・常楽坊

・忍辱坊・祇蓮坊

というように、三拾石四坊、二拾五石二坊、二拾石六坊と知行配分に大小の差がある。この差異が生じた理由について前記史料は「…廿石之衆徒者、信州之内=少々檀方御座候間、御札等致配札罷在候故、知行減少し候」と説明している。在(農村部)に檀方のあるなしが、知行地の配分に多少を生む理由とさ

れている。但し、この史料は慶長17年とあるが現存するのは江戸中期以降の写であり、徳川初頭神領配分の実情を正確に反映しているかどうかについては若干の疑問がある。

さて奥院十二院の配当神領の合計は290石で、朱印の300石に10石不足している。この分がどうなっているか史料不足で判らないが、少なくとも元禄頃からは、代官大出氏に年貢その他の世話を受けることに対する謝礼として、10石分を差引いているところをみると、この10石は最初からそのようなものとして除外されていたのかも知れない。

さてこの奥院衆徒と、知行地村々の農民との関係は元和8年(1622)の「御朱印惣高割⁽²⁾覚」から知ることが出来る。それによると社僧分300石は、第3表・第4表の如く分配されている。すなわち

常祇坊・花蔵院(我乗坊)・禅明坊・浄土坊の四坊が21石1斗8升6合3勺、円明坊・緑覚坊が17石6斗3升6合1勺、能遊坊・金輪坊・常楽坊・真乗坊・蓮乗坊・祇蓮坊が14石6斗2升9勺と取分が決まっており、その取分は第3表左欄を見れば判るように数名の百姓によってまかなわれている。この第3表が坊を中心とし、その持高と、その持高を現実に受持つ百姓名とその受持高を示すように作製したのに対し、第4表は逆に、ここに出て来る百姓を中心とし、その持高と、その持高が何坊の社僧に配置されているかを示すように作製してみた。この両表を見て判るように、坊と百姓の間には、たとえば新左衛門が19石1斗9升2合の全持高をあげて常祇坊に属し、三郎右衛門が花蔵院に、助兵衛が浄土坊に、二郎右衛門が緑覚坊に、彦右衛門が円明坊に、六助が能遊坊に、九右衛門が常楽坊に、安右衛門が蓮乗坊に、八郎右衛門が祇蓮坊にというように、全持高をあげて一つの坊に属している百姓が割合多く、更に与右衛門と新助、惣兵衛と茂助とを、高を未分割のまま共有している親子縁者とでも考えると禅明坊を除く全坊

戸隠山神領の構造と入会問題

第3表

坊名	取分	所属百姓名およびその石高
常祇坊	石 21.1863	石 19.192 新左衛門 石 1.9943 道全
花藏院 (我乗坊)	"	15.56 三郎右衛門 5.6263 清右衛門
禪明坊	"	20.1863 清右衛門
浄土坊	"	20.12 助兵衛 1.0663 道全
円明坊	17.6361	13.646 彦右衛門 2.3389 善次郎 1.2204 清右衛門 0.4488 道全
緑覚坊	"	14.612 次郎右衛門 3.0241 善次郎
能遊坊	"	11.65 六助 2.479 源右衛門
金輪坊	"	2.979 仁右衛門 11.15 与右衛門, 新助
常楽坊	"	13.234 九右衛門 0.8869 源右衛門
真乗坊	"	13.888 惣兵衛, 茂助 0.2329 道全
蓮乗坊	"	11.301 安右衛門 2.8199 源右衛門
祇蓮坊	"	11.173 八郎右衛門 2.9479 源右衛門
小計	207.7428	
余米	7.0644	0.4258 源右衛門 2.954 川手藤右衛門 2.4971 仁右衛門 0.0621 道全 1.131 かわや
総計	214.8072	

第4表

百姓名	その持高	百姓受持の年貢納入坊とその持高
新左衛門	石 19.192	石 常祇坊 (19.192)
三郎右衛門	15.56	花藏院 (15.56)
清右衛門	28.075	花藏院 (5.6263) 禪明坊 (20.1863)
助兵衛	20.12	浄土坊 (20.12)
二(次)郎右衛門	14.612	緑覚坊 (14.612)
彦右衛門	13.646	円明坊 (13.646)
六助	11.65	能遊坊 (11.65)
与右衛門, 新助	11.15	金輪坊 (11.15)
九右衛門	13.234	常楽坊 (13.234)
惣兵衛, 茂助	13.888	真乗坊 (13.888)
安右衛門	11.301	蓮乗坊 (11.301)
八郎右衛門	11.173	祇蓮坊 (11.173)
道全	9.168	常祇坊 (1.9943) 浄土坊 (1.0663) 円明坊 (0.4488) 真乗坊 (0.2329) 余米 (0.0621)
善次郎		円明坊 (2.3389) 緑覚坊 (3.0241)
源右衛門	9.553	能遊坊 (2.479) 常楽坊 (0.8869) 蓮乗坊 (2.8199) 祇蓮坊 (2.9479) 余米 (0.4258)
河手之 仁右衛門	5.468	金輪坊 (2.979) 余米 (2.4971)

戸隠山神領の構造と入会問題

藤右衛門	2,954	余米 (2,954)
かわや	1,131	余米 (1,131)
総計	石 211,875	

が自坊のみを受持った固有の百姓を持っており、この禅明坊も全百姓のうち最も持高の大きな清右衛門を主として持っているの、体制的には、自坊に主として属する百姓を一人あて持っていたと考えてよいであろう。この主として属するという言葉の意味だが、この段階では、単に領主として年貢納入をするというだけではなく、賦役的雑用も足す存在であったと考えて大過はないであろう。なおこの場合、石高合計が、所領 300 石に達しないのはどのような理由か判らない。

〔註〕(1) 宮沢家文書 788号

(2) 今井家文書 502号

4 戸隠山神領の年貢

さて戸隠山神領 1,000 石分より、どのような形で年貢が納入されていたかという問題は、神領の分配の場合と同様、判らないところが非常に多い。僅かに奥社 300 石分が不十分ながら判るのみである。

享保12年(1727)10月の「⁽¹⁾覚」によると

覚

高三百石

内拾石者代官料

去年未進

式百九拾俵者金納

但シ松城直段之定

当納

百拾六俵者 枌納

奥院社僧分、明暦年中本坊蔵前渡シニ御定、

以来右之趣ニ相渡シ来候由、……

とある。

奥社分300石のうち、10石は農民統治および年貢収納事務などを行なう手数料として代官

に渡され、代官は年貢を一括して取立て、これを本坊に渡し、本坊から奥院衆徒に渡すという仕組みになっている。そして、このように一度本坊に年貢を収納して、これを本坊を通して奥院に渡す方式は明暦年中より始まったとされている。この場合、奥社分の領地300石を代官に支配管理してもらい、その手数料として10石分を支払う方式は何時から始まったかという問題が残るが、この問題に解答をあたえる史料はない。しかしほぼ近世初頭、戸隠神領の成立ころからと考えて大過ないだろう。

次に、本坊勸修院分 500 石と、奥院衆徒分 300 石は、本坊で代官を通して直接支配・年貢収納をし、奥院衆徒分の年貢は、本坊から蔵米の形で支給されることがこれで判るが、今一つ社家栗田家分 200 石についてはどうなっていたかという問題がある。この問題については後の史料になるが、寛政5年(1793)3月の「⁽²⁾乍恐書付を以奉申上候」に

一、戸隠山之儀者、御朱印千石ニ而、右之内五百石者別当勸修院、三百石者奥院衆徒十二院、式百石者社家栗田帯刀^五配当仕、尤衆徒者蔵前ニ而年々勸修院^六割渡、社家式百石者百姓も相分り帯刀方ニ而支配いたし、……

とあるところより、社家栗田家分 200 石は、本坊分 500 石、奥院分 300 石のグループとは別に、栗田家が直接支配していたと考えてよいであろう。

さて戸隠山神領納入の年貢は、この史料が示す限り「未進」金納方と「枌納」方とに分れている。この「未進」金納分と「枌納」分という形式の成立については次のような事情がある。

戸隠山神領では正徳元年(1711)に水帳の作

製がなされているが、この年の前と後とで年貢徴収の方法が異なっている。すなわちそれまでは「麻方」と「穀方」との二本立となっていた。「麻方」というのは最初から金納とされている部分であり、「穀方」とは実際に米穀で納める部分である。「麻方」「穀方」という言葉は割合珍しいが、この限りでは、三分一銀納、畑方金納の制度を持つ江戸時代一般の貢租納入方法と異なるところがない。ただ、戸隠神領の特殊性を考慮してか、全収納高の三分の一が穀納三分の二が金納と、いわゆる三分一銀納の通例とは逆になっている。むしろ異なるのは「穀方」の処理の方法である。戸隠神領では、この「穀方」は本来米穀で納めるべきは勿論であるが、約1,000米の標高を前後する高冷な神領地域においては、規定通り米納することは大百姓の場合はよいとしても、小百姓の場合は容易なことではなかつたろう。多分これらの事情に起因するところであろうが、この「穀方」分については実際に穀納するか、これを金納にするかは農民の自由にまかされていたのである。即ち「穀納」部分を金納したい農民は、年貢米を納入せず、そのままほっておくわけである。そうすると当然のことながらその部分は未進となって残るわけで、それを翌年の年貢納入時に代金納入するわけである。その場合、代金納の換算値段は松代（真田氏の城下町）値段が採用された。このような処置によって年貢納入される部分を「未進」・「未進方」と呼んだのである。先に引用した享保12年の「覚」のなかで

去年未進
 式百九拾俵者金納
 但シ松城直段之定

とあるのは、このことを指すのである。さてこのような年貢納入方法が宝永7年まで採られてきたが、農民側の強い要望によって、翌

正徳元年の水帳作製を機会に、「麻方」の方が廃止されて、「穀方」一本にしぼられ、この「穀方」に従来通り「未進」金納が認められたので、これ以後の年貢納入方法は「未進」金納方と「糶納」方＝「穀方」の二本立となるのである。先記引用史料は享保12年のものであるから、後者の方法に則ったものである。さてなぜ「麻方」の廃止を農民がたつて望んだかという点、この「麻方」は「穀方」を未進して「未進」金納とした場合よりも金拾両につき3～5俵⁽³⁾がた農民側に不利であったからだとされている。

さてこのような体制で収納された奥社の年貢取立帳が元禄15年（1702）以来ほぼ幕末まで残っているが、それを表示すると第5表の如くである⁽⁴⁾。元禄15年分のみは高が290石、享保11年以降は高が300石、引高が10石あって残りが290石となっているのは、奥社は本来300石で、そのうち10石分は年貢収納事務を行なう代官の手当に当るもので、290石が奥社分の年貢賦課対象高となるからである。これに対する年貢量は糶406俵に当り、これは幕末まで一定している（この免率は3割5分に当たったようである）。この年貢は実際に納める場合は、全体の約28.57%、116俵の実納分（越穀）と、金納される290俵分との二つに分れている。金納分が全体の71.42%となっているのは、神領が米作に不利な山岳地帯農村であるからであろう。なお米の換算率に年による差異のあることは表にみられる通りである。

さてこのようにして収納した米・金は奥院に対して一度に支払われるのではない。たとえば元禄15年分をみるとその年の金納分は全体で82両3歩と銀6匁4分2厘であったが、その支払い（奥院衆徒への）は

10両	4月6日渡
4両1歩	8月18日渡
10両	12月11日渡
10両	12月13日渡

戸隠山神領の構造と入会問題

第5表 御物成帳(奥社分)

年	高	引高	残	取 粃	渡 方					備 考
					越 穀	残 粃	此	金	換算率 拾両二付	
元禄15	290石			406俵	116俵	290俵	82.3兩	6.42匁	35俵	
享保11	300	10石	290石	406	116(28.57)	290(71.42)	59	11.02	49	
12	300	10	290	406	116	290	55.3	1.25	52	
13	300	10	290	406	116	290	46.3	1.45	62	
14	300	10	290	406	116	290	46.2	9	62.5	
15	300	10	290	406	116	290	41.1	10.72	71	
16	300	10	290	406	116	290	38.2	10	75	
17	300	10	290	406	116	290	64.1	11.67	45	
18	300	10	290	406	116	290	64.1	11.67	45	
19	300	10	290	406	116	290	54.2	13.02	53	
20	300	10	290	406	116	290	55.3	1.15	52	
元文 1	300	10	290	406	116	290	65.3	9.55	44	
2	300	10	290	406	116	290	72.2		40	
3	300	10	290	406	116	290	72.2		40	
5	300	10	290	406	116	290	76.1	3.95	38	
寛保 1	300	10	290	406	116	290	96.2	10	30	
2	300	10	290	406	116	290	72.2		40	
3	300	10	290	406	116	290	96.2	10	30	
延享 1	300	10	290	406	116	290	87.3	7.73	33	
3	300	10	290	406	116	290	103.2	4.29	28	
4	300	10	290	406	116	290	74.1	6.54	39	
寛延 2	300	10	290	406	116	290	78.1	7.7	37	
3	300	10	290	406	116	290	82.3	6.43	35	
4	300	10	290	406	116	290	82.3	6.43	35	
明和 1	300	10	290	406	116	290	87.3	7.73	33	
2	300	10	290	406	116	290	82.3	6.42	35	
3	300	10	290	406	116	290	80.2	3.33	36	
4	300	10	290	406	116	290	82.3	6.43	35	
5	300	10	290	406	116	290	56.2	10		
6	300	10	290	406	116	290	96.2	10	30	
7	300	10	290	406	116	290	82.3	6.43	35	
8	300	10	290	406	116	290	80.2	3.34		
安永 1	300	10	290	406	116	290	80.2	3.34	36	
2	300	10	290	406	116	290	87.3	7.73	33	
3	300	10	290	406	116	290	80.2	3.34	36	
4	300	10	290	406	116	290	82.3	6.43		
5	300	10	290	406	116	290	85.1	2.65	34	
6	300	10	290	406	116	290	96.2	10	30	
7	300	10	290	406	116	290	70.2	13.91	41	
8	300	10	290	406	116	290	76.1	3.95	38	
9	300	10	290	406	116	290	76.1	3.95	38	
天明 1	300	10	290	406	116	290	78.1	7.71	37	

戸隠山神領の構造と入会問題

年	高	引高	残	取 粃	渡 方				備考	
					越 穀	残 粃	此	金		換算率 拾兩二付
天明 2	300	10	290	406	116	290	80.2	3.34	36	※ 不作二 付29石救 引
3	300	10	290	406	87※	290	80.2	3.34	36	
4	300	10	290	406	116	290	116		25	
5	300	10	290	406	116	290	90.2	7.5	32	
6	300	10	290	406	116	290	90.2	7.5	32	
7	300	10	290	406	116	290	116	5.52	23	
8	300	10	290	406	116	290	96.2	10	30	
享和 1	300	10	290	406	116	290	68.22	0.84	42.25	
2	300	10	290	406	116	290	72.2		40	
3	300	10	290	406	116	290	61.22	4.63	47	
文化 1	300	10	290	406	116	290	58.2	5.13	49.5	
2	300	10	290	406	116	290	59.3	2.63	48.5	
3	300	10	290	406	116	290	51.3	1.71	51	
4	300	10	290	406	116	290	71.2	1.3	40.5	
5	300	10	290	406	116	290	81.22	3.91	35.5	
6	300	10	290	406	116	290	77.1	5	37.5	
7	300	10	290	406	116	290	69	2.86	42	
8	300	10	290	406	116	290	65.32	2.5	44	
9	300	10	290	406	116	290	64.12	4.17	45	
10	300	10	290	406	116	290	72.2		40	
11	300	10	290	406	116	290	70.22	6.4	41	
12	300	10	290	406	116	290	66.1	2.14	43俵7分5厘	
13	300	10	290	406	116	290	69.32	0.27	41.25	
14	300	10	290	406	116	290	71.2	6.3	40.5	
文政 3	300	10	290	406	116	290	62.	1.925	48俵7分5厘	
4	300	10	290	406	116	290	70.22	6.402	41	
10	300	10	290	406	116	290	70.22	6.4	41	
11	300	10	290	406	116	290	87.32	0.23	33	
12	300	10	290	406	116	290	75.1	4.48	38.5	
天保 1	300	10	290	406	116	290	86.2	4.03	33.5	
2	300	10	290	406	116	290	85.1	2.647	34	
4	300	10	290	406	116	290	120.3	5	26	
5	300	10	290	406	116	290	105.12	4.77	27.5	
6	300	10	290	406	116	290	120.3	5	24	
7	300	10	290	406	116	290	100		29	
8	300	10	290	406	116	290	161	6.67	18	
9	300	10	290	406	116	290	116		25	
弘化 3	300	10	290	406	116	290	107	0.66	27俵1分	
嘉永 2	300	10	290	406	116	290	112.2	7.26	25俵7分5厘	
5	300	10	290	406	116	290	124	5.45	23俵3分7厘	
明治 1	300	10	290	406	116	290	601.12	0.21	4俵8分2厘 2毛	

35両 12月22日渡
 13両2歩と銀6匁4分2厘 12月28日渡
 というように分割して行なわれている。奥院衆徒は本坊の呼出しに応じて、その都度出向いて年貢米金を受取った。今一例として春金(割渡金のうち春に支払われる部分)受取のための呼出状⁽⁵⁾を示すと下の如くである。

奥院	本坊
年行事	法明房

今日其院内春金可相渡間、八ッ時老分一人同道ニ而、参上可有之候以上
 四月十七日

このようにして受取って来た年貢米金は、奥院衆徒各々の持分に応じて割渡されたわけである。

- 〔註〕(1) 今井家文書 510の1号
 (2) 今井家文書
 (3) 今井家文書
 (4) 今井家文書
 (5) 今井家文書

5 新田開発

戸隠神領村々は、上野村を中心とする未開発の山間台地上の村々が多く、したがって、江戸時代を通じて、平野部の一般村々に較べて新田開発は盛んだったようである。但しこの場合新田開発といっても、近世史一般でいわれているような、大規模耕地を一挙に造出して新田村建をするといったものではなく、いわば個々の農民が、自己の田畑の周辺の未耕地を暇をみては一畝ずつ切り添えてゆく、⁽¹⁾「切添、・「起し返し」といったものの集積であったと考えられる。このような「切添、・「起し返し、はかなり急速に進行し、天保8

年(1837)段階で朱印高1,000石の戸隠神領は新田高を加えて1,628石余(増加率62%余)となっている。⁽²⁾この増加分628石余は以後進行しなかったらしく、明治3年(1870)戸隠山全体として、所領の再分配をしようとした時の史料によると、今迄所領の配分のなかった宝光院・中院に各々新田で300石ずつを配分し、別に別当久山家が、従来からの所領500石の他に新田を28石4斗4升1合取ることとなっている(但しこの処置が実施されたかどうか判らない)。

さて先述のように天保8年段階からあとは新田は追加されなかったようであるが、天保8年までの新田増加状況を村別にみると第6表の如くなる。粟田村は平野部にある村なので、新開・切添の余地がなかったのであろうか。上楠川・下楠川・上野村といった順に新田増加率が多いのは、その地理的条件からして当然といえよう。

しかし新開部分の多いのは何といても戸隠山境内除地門前である。この境内除地門前とは、いわゆる戸隠神領地内で、中社・宝光社などの周辺地を開発して耕地化したもので、その全量340石余が新開地である。つまり検地入、朱印地配分後に開発された土地である。しかもこの部分が340石余と、戸隠神領全新田開発量の約半分がこれに属するほどの比重を占めている。

さてこの境内除地門前を新開するに当たっては、開発対象地となった中社・宝光社周辺の可耕地が、本来神領上野村・楠川村などの最も好個の入会採草地であったため、各段階でかなりのトラブルを起こしているようである。すなわち、耕地の増加を望む戸隠坊社側(領主)は門前地開発を希望する門前百姓達に対し、3年無年貢、3年経過後竿入をするという条件で許可したようであるが、これに対し上野村側の惣百姓は入会地が潰れるという理由で反対をとなえ、ついに安永6年(1777)10月になって新開地取潰しをとなえて仁王門前に

第6表 天保8年戸隠山神領高表

	村 高	内 新 田 高	増 加 率
戸隠神領四ヶ村	石 1628.4410	石 628.4410	% 62.844
栗田村	80.0000	—	—
上楠川村	41.5015	32.0715	340.100
上野村	955.5065	181.8465	23.504
下楠川村	211.4090	73.8690	53.707
境内除地門前	340.0240	340.0240	

集合、強訴に及んだ。結局本坊で吟味の結果、庄屋は役儀取上げのうえ戸メ、強訴に集まった村々の長百姓惣代33人は手錠、全小百姓は過料として30貫文の鳥目を申し渡されるという事件を引起こしている。またこの騒動と関連して代官大喜八郎等は処罰されている⁽⁴⁾。

この紛争はおそらく境内除地門前の新開進行過程の一つの紛争であって、その長い歴史過程には、これに類するものは数多かっただろう。実際に提出されて訴訟に迄なっただろうか判らないが、寛文元年(1661)8月に神領百姓達から「戸隠衆徒が野山草刈場などを勝手に荒して手作をするので、神領百姓が困窮する故何とかしてくるよう」⁽⁵⁾との訴訟文書の下書が残っている。この場合は戸隠衆徒が手作地をつくる事件であるが、門前百姓は多分このような中から生まれたものであろう。このような推測を補うものとして、安永9年(1780)12月の中院からの書上げに「正徳年中迄者、御門前之名前=而ハ無之、衆徒之名目=而、御門前之者寺内=罷有候⁽⁶⁾」とある。門前百姓の名が出来たのは、正徳年中(正徳元年は1711)からで、それ以前は衆徒という名で呼ばれるものの中に、門前百姓も交っていたというのである。つまり正徳以前は衆徒・門前が未分離であったと考えられるわけで、多分、院の衆徒の下男所従達が周辺に手作地を開発し、段々衆徒から自立して門前百姓となったと考えられるのである。これらの問題は、その耕地を開発・耕作したであろう門前百姓の成立、その行政組織の問題などを

含めて、本来は別個に考察する必要のあるものであろうが、関係史料の残存具合、および調査の進行度合からいって、いまのところこれ以上は判らないのでここに書添えておく。

〔註〕(1) たとえば宝永6年(1709)12月の上野村分の「本田・新田戸隠山御神領名寄御水帳」(全5冊)によると、上野村総百姓307名のうち283名(92.18%)が新田分地目の耕地を持っている。いわゆる新田なるものが、上野村地籍の場合、^{*}切添、^{*}新切、であることを示している。

- (2) 天保8年「信濃国水内郡戸隠山社領郷村高帳」(今井家文書 812号)
 (3) 明治3年「今時之家禄并祭料分配之事」(宮沢家文書 130号)
 (4) 今井家文書 13号
 (5) 今井家文書 479号
 (6) 富岡家文書

Ⅲ 戸隠山神領における入会争論

1 戸隠山神領における諸争論について

江戸時代における戸隠の歴史をみると、ある意味では争論に明け、争論にくれているといえよう。本坊勤修院のもとに、奥院衆徒・中院衆徒・宝光院衆徒の、いわゆる戸隠三院衆徒がいるわけだが、この三院衆徒は最初からその利害を同じくしていなかった。まず戸隠1,000石といわれる戸隠神領を配給されてい

るのは本坊勸修院と奥院衆徒と社家栗田氏のみである。このような神領配給の不均均には勿論それなりの理由はあるのだが、このことが、いわゆる戸隠支配者層を一本にまとめることを妨げた一番大きな要因であった。神領からの年貢米で生活をたてる本坊・奥院・社家栗田氏と、山を下った里に檀家を持ち、戸隠信仰と自らの働きで生活を支えている中院・宝光院との間にある種の溝が生ずるのは当然であった。次に中院と宝光院とを見ると、これも必ずしも一体ではなかった。というのは中院は本坊勸修院の所在地であり、また奥院衆徒が、奥院では越冬が困難であるため、中院周辺に里坊を設け、冬場はそこで過ごすなどのことから、本坊に対しても奥院衆に対しても、中院衆は宝光院衆徒とちがった親近感を持っており、特に雪舟一件をめぐる両者は真正面から対立している。また霞と呼ばれる里の檀家争奪をめぐる争いも、両院とも霞を生活の基礎にしていただけに根強い対立の要因となっていたろう。

また本坊勸修院・奥院・社家栗田氏の神領所有グループも必ずしも同心ではない。本坊勸修院は、神領500石所有者として領主であるのみならず、戸隠三院を含めた戸隠全山および全神領にたいする領主の地位を持ち、奥院衆徒・社家栗田氏にたいしても臣従を強いる立場にあった。それ故、支配者とその臣従者という形で問題が尖锐化することも度々あり、奥院衆徒は、中院・宝光院衆徒と一味して本坊と争うことも少なくなかった。

また社家栗田氏は最初から社家として仏徒と対立する点があり、それは明治2年の神領百姓を使喚しての、戸隠よりの分離運動(一揆)に発展している。

また三院相互間にも、各々その薪炭採取などをめぐる争いがあり、戸隠が深山高冷の地であるだけに無視出来ないものがあっただろう。

さて、本坊・社家・三院衆徒の下に、上野村・楠川村などの神領百姓がいるが、この神

領百姓も年貢などの問題をめぐって、領主たる戸隠本坊・社家・奥院と闘い、また相互にも、入会採草地をめぐる争いをくりかえしている。さらにこの入会争論は神領村々相互間のみではなく、戸隠三院との争論をも含んでいる。

これらの争論の内容は勿論雑多であるが、その殆どが戸隠山の立地条件を反映して、林野入会問題とからんでくる。それらをここに全部とりあげることは出来ないが、それらのうち特に大きな「雪舟一件」・「堯璆の新法と裏山一件」・「飯縄一件」の三つをとりあげて記してみよう。前二者は戸隠領内の事件であるが、最後の「飯縄一件」は戸隠神領と松代領との争いである。

2 雪舟一件

(1) 事件の発端と両者の主張

戸隠山衆徒にとって、江戸時代300年を通して最大の事件といえは、多分「雪舟一件」をあげることに誰しも異論はないであろう。しかし、この「雪舟一件」という事件は、ただ宝光院の衆徒が、中院にある別当勸修院の前を薪を雪舟(櫓)にのせて引いたという単純な事件から端を発して、宝光院衆徒全員の戸隠山立退き、江戸までの出訴、そして事件の中心となった宝光院衆徒多数が追放をうけるという大事件に発展するのだが、なぜ雪舟(櫓)を引いたという単純な事件から、これほどまでの大事に至ったかの原因はよく判らない。

事件の発端は安永9年(1780)3月のある朝、宝光院衆徒の一人福寿院が、中院の門前百姓文七から薪を買取って、これを雪舟(櫓)にのせて中院内を通過して引いて帰ろうとしたのを見つけた中院衆徒の宝泉院が、その雪舟を差止めたことから起った。この処置に対し、宝光院衆徒はこれを不当として抗議し、中院衆徒は、中院内を薪を雪舟にのせて引いた宝光院衆徒こそ不当だとして争いになり、別当(本坊)勸修院にこれを訴え出た。別当勸修院

はこの訴えを受けて、両者にその主張するところを書記した書付を差出すことを命じた。以下その書付から、両者の争点を記してみる。

なぜ中院衆徒が、宝光院衆徒の雪舟を差止めたか、ということについて、中院側では

当院内之儀者、元和年中以前者書留茂不相見、不分明=御座候得共、元和七年凌海院家様御代之御役人、北沢治部左衛門殿を被仰渡候ハ、向後薪木そり引一類者、中院=限り、宝光院其外一切不相成と被仰付、元和宝永頃^〇正徳年中迄、右之通=而無事=相済候、……

といっている。つまり古いところについては(元和年間以前)文書がないので判らないが、元和7年別当凌海院様の時代に、その役人の北沢治部左衛門から、今後中院内での薪木繰引は、中院の者に限り、宝光院その他、他所の者は一切引いてはならぬと申し渡された。この指示は正徳年中までは正確に守られて来たが、正徳・宝暦両年度にわたって二度、これを破る事件がおこったが、中院側が古来の慣行を申したてて、結局中院衆徒の申し分が通ったと主張している。つまり中院側の主張では、中院で雪舟を引かないというのは、元和7年以來の取決めで、それを宝光院が破ったから、その雪舟を差止めたというのである。

一方宝光院衆徒の方は、

往古ハ雪舟引来リ候得共、中院院内通行、門先門広庭、仁王門前雪舟引不被申と申儀一向不奉存、此度始而承リ及候、宝光院=而ハ唯今迄、所之往来道筋=奉存罷在候、此義者諸国権現参詣之者、或ハ野尻柏原辺西山中之商人売買荷物等附通、殊=左者奥院道、右者越後道と申、印シ茂往古ハ有之候得者、往来道筋と奉存候

と主張している。⁽²⁾即ち自分達は昔から雪舟を

引いてきているが、中院の院内・門先・門広庭・仁王門内で雪舟を引いてはいけないなどということは一向に知らない。そんなことは今度初めて聞いたことである。宝光院としては問題になった場所は、中院の院内ではなく往来筋だと考えている。というのはこの道は諸国権現参詣のものが往来する道であり、あるいは野尻・柏原あたりの商人の商荷物つけ通しの道であり、ことに「左者奥院道、右者越後道」という道標さえ往古よりあるので院内ではなくて天下の往来道筋だと考えていた、という主張である。

これをみると中院衆徒、宝光院衆徒の主張は全くくいちがっている。さてこの両者の言い分のどちらが正しいかということであるが、宝光院衆徒が主張するように、この道は中院院内でなく、天下の往来であり、諸国権現信仰の信者の通路であり、また野尻・柏原への通商路であり、その証拠として古来より「左者奥院道、右者越後道」という道標があったとする主張は正当であろう。しかし問題は、中院中全域を中院の院内として、そこでは中院衆徒以外は雪舟を引かないという慣習が実際にあったかなかったかという点にある。

〔註〕(1) 富岡家文書 502号

(2) 富岡家文書 202号

(2) 雪舟慣習について

さて中院衆徒側が主張する、元和7年別当凌海院様の御代に、御役人北沢治部左衛門から「今後、中院においての薪木そり引は中院の者に限り、宝光院その他の者は一切不可である」との仰付があり、それが正徳年中まで守られていたが、正徳・宝暦の両年中にそれが破られ、訴訟になったが、中院側の主張が通った、との言い分であるが、このことを検証する史料は今日殆ど残っていない。ただ、それにもかかわらず中院のこの主張はほぼ正しかったと考えられる。

まず御役人からの仰付が出たとされる元和

7年であるが、この年は、その翌8年に「御朱印惣高割覚、がみられるように、戸隠神領の割渡しなど、主要な行政上の劃期があったとして別に不思議はない時期である。次に正徳・宝暦年中にこのことに関し問題がおこり、中院側の主張が通ったとの言い分であるが、この言い分については、正徳年中の分については不明だが、宝暦年中にはたしかに事件がおこっており、

中院内山并院内通之儀、往古より中院限り、宝光院其外雪舟引候事一切相成不申候、若シ此末内山に而木越伐、雪舟引候様成儀有之候者、奥院中院衆徒御門前一同ニ、先規之通相止メ可申候、此外衆徒門前何ニ而茂隔意無之様、相互取斗可申候、為其立合証文如件

宝暦十二年午二月日

中院年行事	実	道	院
奥院年行事 九ヶ寺惣代	常	楽	院
同御門前頭	吉	兵	衛
職人頭	土		佐
中院庄屋	源	左	衛門
同断	半		六

という中院・奥院との間の取決め⁽¹⁾がある。文意の大略は、中院内山と院内の通りは、昔から中院の者に限り、それ以外の者は、宝光院をはじめ其外の者ともに雪舟を引くことは一切許されない。もし今後、中院内山で木を伐って雪舟にして引くような者があった場合、奥院・中院衆徒および門前の者で、今迄通りこれを差止めることを、中院および奥院衆徒が申し合わせているのである。ここに奥院が加わっているのは、冬場は奥院衆徒が中院に里坊をいとなんで、そこに住居しているせいであろうか。ともかく中院内での他所者の雪舟を見張り、これを阻止することを、中院・奥院衆徒および門前が協定して一札を交して

いるのである。このことから、中院院内で、中院以外のものが雪舟を引くことを禁止されているという慣習があったことは事実としてよいであろう。

〔註〕(1) 宮沢家文書 781号

(3) 調停の失敗と本坊裁許、宝光院衆徒の立退

さて中院・宝光院の主張を聴取した本坊勸修院は、同年5月、社家栗田大膳、上野村在住の修験金剛院の二人にこの事件を内済にするよう取扱うことを命じた。取扱いを命ぜられた兩名は、色々調停するところがあって、同年9月両院はその取扱いに納得し一件は無事に和談内済となり済口証文を取交すばかりの段階までこぎつけた。ところが如何なる理由があったか判らないが、中院衆徒が急に態度をかえて、和談内済に応じないと言い始め調停は完全に失敗してしまった。

それで宝光院衆徒はこのことを本坊勸修院に訴え出た。

この出訴をうけた本坊勸修院は、宝光院衆徒の主張によると、全く吟味もせず、宝光院衆徒に対してのみ(相手方の中院は一向とがめだてせず)一方的に、「戸隠山之儀者、守護不入場所ニ而、寺社奉行所同様之役所、殊ニ東叡山江窺之上申付候間、違背及候得者、十七院共、当山住職相成不申」(戸隠山は朱印状によって守護不入の場所とされているところであるから、戸隠の支配を任されている本坊勸修院の役所は寺社奉行同様の権威を持った役所である。そのうえこの処置は、戸隠山の上級支配者である上野東叡山に伺いをたてたうえで、その了解のもとに申しつけるのであるから、もしこの申付けにそむく者があった場合は宝光院衆徒17軒とも、当戸隠山の住職にしておくわけにはゆかない)と口頭で前おきしたのち、

(イ) 宝光院衆徒の物質的基礎である檀家(諸国に散在する戸隠信仰の檀家)まわりを差止めるとともに、檀家帳の差出を命ずる。

(ロ) 薪を雪舟で引くことを禁止するのは勿論、従来とってきた竹は、枯竹をも一切取

ることを禁止する。

(イ) 宝光院への道筋を全部封鎖する。

ことなどを裁決として申し渡した。宝光院衆徒はこの裁決を不当として、裁決申し渡しがすまないうちに全員席を立てて退出、同年12月、宝光院全衆徒が戸隠山を捨て善光寺に出て東叡山へ越訴に及ぶこととなった。このとき宝光院衆徒は、(イ) 寺附 且(檀)方帳、(ロ) 寺の諸什器一切、(ハ) 御札判木、(ニ) 戸障子、(ホ) 畳など一切、を持って退散したといわれている。このため本坊勸修院は無住になった宝光院の管理に困り、奥院・中院の隠居・部屋住の者まで総動員して、宝光院十七坊の住職を補おうとしたが不可能であった⁽¹⁾。

それで結局中院谷二十四院のうち十二院を分けて宝光院退転あとに転住を命じ、翌天明元年(1781)の2月に至り相続の御礼もすみ中院十二院と合せ二十四院の間に5ヵ条の申し合せをし証文を取交した。その「取替証文」をみると第2条に、

(第二条)

一、御別当様御下知之趣、老分者勿論、中老以下一同相互ニ示合、不実之沙汰無之氣憶肝要之事

と戸隠山の領主にあたる別当(本坊)勸修院様の下知に充分服従することを申し合せ、更に、第4条で、

(第四条)

一、宝光院一在所衆徒御門前共ニ、往古ノ竹竹之子竹か連井ニ中院分之間、奥山ノ薪木ぞり引候事、一切不相成、竹一類雪舟之事ハ、中院ニ限リ候事故、中院方ニ者、先前ノ証拠等茂有之候得共、宝光院方ハ先前ヨリ無証拠ニ候故、此度之論争ニ茂、不得利運故を以、究利茂無之住呂部屋住新発意ニ至迄、一同離山之跡故、無拠中院拾貳院江転住之上者、勿論中院仲ケ間ニ而、唯今迄の仕来、各々明白承知之事ニ候得者、往々右躰之猥リケ間舗心得違之論争、一切不

致様相互ニ急度相守可申事

附リ そり之儀ニ付普請方材木引ハ格別之事

と、まず第一に問題の雪舟の慣習につき、中院側の主張が正しいのだということを述べ、また争論に関する調べの過程でも、中院側には証拠があるのに対し、宝光院側にはそれがないことを述べ、中院側から転住後も、このことに関し事を起さないことを述べている。最後に、雪舟規定から普請の材木ははずされることが述べられている。

さて宝光院衆徒の出訴をうけた上野東叡山は「ともかく帰山して本坊勸修院に今一度願ひ出るように」とのことであったので帰山しようとしたところ、中院衆徒達が宝光院の坊へ入り込み「宝光院衆徒は戸隠山へ出入させない」とよせつけないので、天明元年9月になって宝光院衆徒は寺社奉行に訴え出ることになったのである。

なおこの間、最初に本坊勸修院より中院・宝光院の間の取扱いを命ぜられた社家栗田帯刀と修験金剛院とは、調停が失敗すると本坊より譴責をうけ、ことに修験金剛院は、取扱いにあたって両舌の事があったという理由で、天明元年3月より同5月まで戸メを申しつけられる事件があった。しかし、社家栗田帯刀と修験金剛院がなぜここで譴責を受けなければならなかったのか、また金剛院に両舌のことがあったというその内容がどのようなものであったのか、更にそれがなぜ、3月より5月までにも及ぶ戸メの刑に値するものであったかについては一切判っていない。

ともかくも、一度成立した筈の宝光院・中院の和解を、なぜ急に中院側が破ったのか、また、その後急に本坊勸修院が、単なる雪舟を引く、引かせないという事件をとりあげて、それほど苛酷な処分に出たのか、また宝光院側も、裁決を終りまで聞かずに退席し、更に一山全員が立退くというような強硬手段に出

たのか、このあたりの事情は関係史料が殆ど散逸している今日、明らかにする手段を持たない。ただこの事件に先立つこと20年ほど以前の『宝暦一件』とも呼ぶべき事件が、これにからんでいることは間違いないようである。

〔註〕(1) 宮沢家文書 176号

(2) 富岡家文書 504号

(4) 宝暦一件

事のおこりは何であるか判らないが、宝暦10年(1760)6月10日、宝光院衆徒が「御本坊様が御出仕の節に鐘をつかなかった」という理由で、同年7月4日、宝光院衆徒全員を本坊に召しよせ、全員に対し叱責のうえ、本坊への出入を禁止した。そのため同年8月13日に、宝光院衆徒が全員、戸隠山宝光院を立退き、江戸に出訴した。驚いた奥院・中院衆徒は集まってその対策について色々相談した。丁度そんなとき善光寺の小升屋徳兵衛がこの事件の仲裁を申し出たので、小升屋に一件の取扱いを頼み、この小升屋に松寿院と常楽院が加わって8月25日江戸へむかって出発、9月1日に三人は江戸池端仲町の住吉屋に旅宿をとった。同じ町内の浦屋には宝光院衆徒が泊っていた。宝光院衆徒は事件を東叡山に訴訟しようとするところであった。

それで翌3日に三人の者は宝光院衆徒に会い、東叡山への訴訟を中止するように説得した。この説得に対し、宝光院衆徒は「御役人中(本坊の)よりの御書翰があれば訴訟を止めて帰国する」とのことであったので、三人は9月5日より16日までの間に本坊役人の御書翰をとることを約束し、その旨の一札を宝光院衆徒に入れていた。この一札のなかに「右之日数、間違申候者、御訴状御上ヶ被成候而茂、御浦見(恨み)申上間敷候」という文言が入っていた。一札の日付は9月3日である。

さて宝光院衆徒より右のような約束をとりつけた三人の者は、5日に江戸を出発、途中軽井沢から雨に降られたりしたので、やっ

と10日夜善光寺にかえりついた。そして善光寺の海龍王院に頼み本坊側とも話し合ってもらい、結局同年10月19日に海龍王院の扱いで事件は内済となり、奥院・中院・宝光院の三院が次のような7ヵ条よりなる議定書⁽¹⁾(三院仲間議定)を取り交している。

(第一条)

一、御本坊窺御機嫌、御付届等之儀、先格之通之外、一分立而致候事堅々無用

(第二条)

一、御招請之儀、当御代面々=致候様=相成候得共、此後堅々相止メ可申支

(第三条)

廻檀婦り之儀、遠国者御先代之通、当国近在之分ハ一切無用候、且方婦り候ハ、年行事江先達而參、進物届ヶ等之儀、委細承里、其上御本坊江參上可申候、勿論役人中杯江之印物堅々無用可為支

(第四条)

一、御里坊江歳暮年頭惣代=而、三人相動、印物無用

此外窺御機嫌付届ヶ等之儀一切無用

(第五条)

一、御役人中江戸京都往来出入之砌、晦片等堅々無用

但ッ正月御献上之砌ハ、三院方惣代三人可參事

(第六条)

一、御里坊へ御下御越年、春中御登山被遊候ハ、在寺不殘御本坊へ窺御機嫌罷上可申候

(第七条)

一、向後御祝儀差上候節ハ、何事=不寄御先代之格=相動可申候、自分切=差上候義堅々無用

この7ヵ条は内容が多岐にわたるが、その主要部分は、奥院・中院・宝光院の三院が、戸隠一山の領主にあたる本坊勸修院にたいして、共同歩調で協定のうえこれに対応することを決めたもので、本坊に対する御機嫌伺、付届けなどについて協定し、更に戸隠山衆徒にとって重要な物的基礎となっている檀家廻りより帰った時の本坊に対する挨拶のしかたなどを協定していることが注目される。

事の発端は何か判らないが、戸隠一山の領主の地位にある本坊勸修院に対し、宝光院が反抗したあげく、本坊がたえず自分の特別の味方（支持者）として中院・宝光院と切離して来た奥院までが同調して、三院連名して本坊勸修院に対する対応を協定することに持ち込んだのであるから、事の理非は別として宝光院は、本坊にとって我慢ならぬ存在であったろう。

〔補註〕

正徳元年（1711）に宝光院と上野村との境界論争があったとき、本坊は奥院衆徒に対し、宝光院と一緒に行動するかどうかと質問している。この質問に対し、奥院衆徒は、自分達は御朱印の配当も受けているので、戸隠領内1,000石のうち争事があった場合は、何事によらず、中院・宝光院衆徒と一緒に相談したりすることは従来としてなかったし、現在もしない。もし戸隠以外の他領との争いの場合は、事によっては中院・宝光院衆徒と相談することもあり得る。奥院衆徒は何事も御本坊側について、決して中院・宝光院側につくことはしない、という一札を差出している。⁽²⁾

このような本坊と奥院との一体性については、この後もたえず本坊側が奥院衆徒に対して強調しているところである。

〔註〕(1) 今井家文書

(2) 今井家文書 333号

(5) 寺社奉行所における裁許

本坊勸修院の処置を不当とした宝光院衆徒は、早速これを寺社奉行所に訴へた。寺社奉行所では9月晦日に宝蔵院(中院)・本明院(宝光院)・願成院(宝光院)の三人を呼び出し、寺社奉行安藤対馬守が直接調べに当たり、寺社奉行の調べが終ったあと、留役^{とめやく}の布施弥次郎から更に立入って詳細な調べ⁽¹⁾があった。以下その取調べの一部を記してみる。

〔問〕

本件は雪舟からおこったのだが「何とまた、

是ばかりのことに、一谷のこらず立退き候程の事はあるまじきことに候ところ、どういふ心得にて立退き候や」

〔答〕

本明院(宝光院)「往古から戸隠一山は全員同様の致しかたをしてきたのに、宝光院谷ばかりが別扱いになっては現住もなりがたくなると考えたので立退いた。」

〔問〕

宝光院の雪舟を理不尽に止めたと宝光院が言っているが、如何。

〔答〕

宝蔵院(中院)「従来、奥院衆徒は奥院の最寄場、中院衆徒は中院の最寄場、宝光院衆徒は宝光院の最寄場と、各々その最寄場で雪舟を引いており、お互に他の場所では決して引かせない習慣になっていたので差止めた。」

〔問〕

本坊勸修院は中院・宝光院双方を引合せず、ただ書付のみにて吟味をしたとのことであるが、その点は。

〔答〕

本明院(宝光院)「書付のみで吟味はなかった。」

宝蔵院(中院)「引合せはなかったが、書付等は夫々差上げ、委細吟味があった。」

〔問〕

訴状のなかに、夫竹・竹かれ、などという言葉があったが。

〔答〕

本明院(宝光院)「この竹は、桶のたが、又は屋根普請のおさえ、また竹壁などのとき、小まい竹などにする竹である。」

〔問〕

そうであるなら枯(竹)くらいは宝光院衆徒にとらせても良いではないか。

〔答〕

宝蔵院(中院)「そのようにさせないのは、枯竹をとらせると、そのときに生竹、

または竹の子などを取荒すので、先年よりきびしく差止めて来ているのだ。それに関する書付も残っている。」

〔問〕

宝光院の訴状のなかに「御朱印に相背く」とあるが、どうして御朱印に相背くことになるのか。

〔答〕

本明院（宝光院）「御朱印のなかに『山林竹木、門前境内守護不入』とあるので、門前境内で竹木を自由にとらせないのは、御朱印に背くことだと考えた。」

〔問〕

本坊勸修院で裁許を申しつけたとき、その裁許を充分聞いたか、また裁許状の写でも受取って来たか。

〔答〕

本明院・願成院（宝光院）「裁許証文も始めの方ばかり聞いたのみで、後の方はどうなっているか知らない。……」

そこまでいうと寺社奉行留役は、

「それがわかった、始めよりは、奥に段段能事があるはずだ、其能所を見れば、此様にはなるまいに、あまり短気な仕方にて、おおきにわかった。まずなんでも本坊勸修院の裁許を請けず候ては、第一の不了簡なことじゃ。（この訴状は宝蔵院・東福院・宝泉院など中院の者を相手取っているが、）それはいらぬことじゃ。

まず第一、勸修院（本坊）を相手取ったのじゃ、大きな物を相手取ってハ尻がこわい物じゃ。まず第一、此方へねがわなければよかったが、願ひ出したものじゃによって、逐一吟味をとげては気の毒なものじゃて、……」

と、寺社奉行所留役布施弥次郎の言葉が、そのまま当時の日記に記されている。これを見ても、領主である筈の本坊勸修院の裁許を全部聞かずに途中で退出し、更に宝光院谷あげ

て無断で立退き、上野東叡山へ、更に寺社奉行まで越訴した宝光院衆徒の形勢の不利はおおいがたく、代表を江戸に送り、残りは善光寺に待機していたが、その宝光院衆徒全員にも出府が命ぜられ、寺社奉行所において、本格的取調べが行なわれることになるのである。この間、天明元年（1781）12月、本坊勸修院より三院年行事に対し、宝光院を退去した17人のうち、神妙なもの5～6人を特に許して帰山させたらどうであろうかとの問合せがあったが、三院年行事より「一山并御門前、御知行所共ニ、乍恐御政事ニ相障り可申哉と奉存候……」という反対の意志表示があり、それも実現しないまま翌年天明2年5月18日に裁許がくだるのである。

裁許の内容は「宝光院衆徒本明院ほか、雪舟一件につき別当勸修院の裁許をうけず離山駈込訴えをしたのは不届きであり、主謀者本明院は本来は遠島であるが死去につきそのま、残る十六人は中追放に処す」というので、即ち、中追放のもの16名に対し、「腰衣早縄かけ、白砂へ引下し、夫々御裁許御証文江爪印御取、白砂より引出し、虎ノ門外ニ而追放」⁽²⁾を執行している。

そのとき（元）宝光院衆徒が、その判決に⁽³⁾対して出した請書は次の如くである。

差上申一札之事

戸隠山宝光院谷衆徒拾七人、惣代本明院願成院駈込御訴訟申上其後一件被召出被遂御吟味候上左之通被仰付候

- 一、安楽院向賢、玉泉院傳迎、善法院智浄、遍照院尊順、智照院慶照、福寿院曉慶、浄智院香祐、願成院祇秀、静教院智祇、安養院舜栄、普賢院貫祇、法教院惠潤、広善院宣、禅定院智快、常行院傳秀、教釈院俊祐儀、本明院発言ニ同意いたし、別当勸修院之裁断を不請、離山いたし候段、一同不届ニ付、拾六人共、

中追放被仰付候

但、御構場所徘徊仕間敷旨被仰渡候
 一、中院谷衆徒惣代宝蔵院、智光院并勸修院役人奥田主税と社家栗田大膳儀、一同不埒之筋茂無之付、無御構旨被仰渡候
 一、本明院香祇義山内雪舟引候場所之儀付、別当勸修院江願筋申立、裁断之趣非分之儀茂無之所、難波いたし、殊申分難立者、寺難罷有段申払ひ不座を立、右躰不法之儀を及発言候より、外拾六人一同別当之申渡を不用離山いたし、差越駈込訴いたし候始末、別而不届之至付、存命候ハ遠島可被仰付処、病死仕候付、其旨可存段被仰渡候
 右之通今日井上河内守様御内寄合於御列席被仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハ、其科可被仰付候、仍御請証文差上申所如件

御朱印地

信州水内郡

戸隠山宝光院谷元衆徒

天明二寅年 安楽院向賢(爪印)

五月十四日 玉泉院傳迎(ノ)

善法院智浄(ノ)

遍照院尊順(ノ)

智照院慶照(ノ)

福寿院暁慶(ノ)

浄智院香祐(ノ)

願成院祇秀(ノ)

静教院智祇(ノ)

安養院舜栄(ノ)

普賢院貫祇(ノ)

法教院惠潤(ノ)

広善院宣□(ノ)

禅定院智快(ノ)

常行院傳秀(ノ)

教釈院俊祐(ノ)

右者不残印爪也

同山中院谷衆徒

宝蔵院惠運(印)

智光院周照(印)

勸修院役人

奥田主税

社家 栗田大膳

右兩人代兼

奥田主税(印)

寺社

御奉行所

前書被仰渡之趣拙僧義拙罷出承知仕候依之奥印差上申候以上

上野執当代

等覚院(印)

死亡した首謀者本明院以外は、判決の請書に爪印をとられたうえ、その場で追放の刑を執行されたわけである。請書の彼等の名のところが爪印になっているのはそのためである。

中追放に処せられた者は、安楽院・玉泉院・善法院・遍照院・智照院・福寿院・浄智院・願成院・静教院・安養院・普賢院・法教院・広善院・禅定院・常行院・教釈院の16名であり、追放御構場所は、武蔵・山城・大和・和泉・摂津・肥前・木曾道筋・甲斐・駿河・東海道筋・下野・日光街道・信濃であった。本坊・中院側は全くおとがめがなく、事は宝光院側の一方的な敗訴で終わったわけである。

なお事件落着の享和3年(1803)9月、幕府より雪舟一件の追放者の所在調べがなされているが

普賢院→下総本庄荻寺あたり

願成院→信州川中島八幡村あたり

常行院→武州江戸谷中宝蔵院方

とあり残る13人は皆死んでしまっていると報告されている。⁽⁴⁾

〔註〕(1) 宮沢家文書 176号

(2) 宮沢家文書 178号

(3) 富岡家文書 503号

(4) 今井家文書 901~2号

3, 堯^{パン}璿の新法と裏山一件

(1) 堯璿の新法

寛政5年(1793)9月に新しく本坊 勸修院に堯璿が入って別当となった(堯璿は清水谷中納言公寿卿の猶子で、この年から文政4年4月まで都合28年戸隠山の別当をつとめる)。そしてそれまでは、ほぼ旧来の慣習によって処理されていた戸隠山の政治は、この新しい別当によって思いもかけない新政につきから次へとおきかえられて、一山は混乱にひきこまれるのである⁽¹⁾。

まず第一は代官の更迭である。戸隠神領は代々大出喜八郎が代官となって事務を処理してきたが、堯璿の代になって急に、家老職に当る加藤源次右衛門より代官職は自分が兼帯するという申し渡しがあった。そのうえ、今迄に全くなかった新しい役職を設け、多くの新規役人を召抱え、諸種の新法を施行し、更には賄賂金錢までとって政治を行なうので戸隠一山衆徒門前百姓ともに「昼夜混乱いたし、片時も安心の儀、御座なく候」という有様であった。

戸隠山一山衆徒門前百姓まで混乱にひきこんだ堯璿の新法とは例をあげると次のようなものである。

○ 寛政7年4月。

上野村に今までなかった新規の牢屋をたて領民の糺明を始めた。

○ 寛政7年8月。

今まで夏のみしかなかった燈明役を冬中もするように戸隠衆徒に命じた。

○ 寛政7年8月。

宝光院神前にあった、施主のあるしだけ桜を掘取って本坊の御庭に植えた。

○ 寛政7年11月。

戸隠神領全体に無尽発起を仰せ出され、生活に困窮している百姓が色々とわび言を申し上げて許しを乞うた

にもかかわらず、本坊は一向に認可せず、^ミ今度の無尽に加入しないのなら、その者の家財は残らず差し押える。どこへでも勝手に立退くがよい、^ミというので、百姓達はそれもならず余儀なくこの無尽に加入した。

○ 寛政7年。

年貢を36俵値段で取立て、45俵値段で払い下げたので、百姓一同が困窮した。

○ 寛政8年3月。

宝光院門前百姓がちょっとした罪を犯したところ、ひどい糺明をうけ変死した。また人足を多数召し出して農繁期の百姓を困らせた。

○ 寛政8年5月。

毎年5月12日より18日まで、天下安全の祈願があり、戸隠三院衆徒が全員毎日出勤して大懺法を行なうしきたりであるが、別当はその期間におしのみで川中島あたりに遊びに行って、この祈願に参加しなかった。

○ 寛政9年4月。

古来より戸隠信仰と関係深い神域山となっていた戸隠山内の礪礪山という山を神領上楠川村の百姓達に払い下げ、炭焼をさせるというので、戸隠三院衆徒が、先例をあげてそのことの中止を訴えたところ一向聞入れてくれないのみか、「三院衆徒中、^カ已来、何山を相払ひ候とも、決而彼是申上間敷、公私共^ニ時々宜敷^ニ相隨ひ、古格仕来り共、一円不相用、^カ而御当代ハ、万事御前之思召、役人共存寄を以取斗、先代之事者不相用」とのことであった。三院衆徒の言い分や、古来からのしきたりなど一切関係なく、万事、本坊と本坊役人の考えで処置するから、そう心得るように、というのである。そして

礪礪山炭焼問題に対して三院衆徒が一味して停止を申し出たことに対し、「全 躰 御支配配処之儀、如何様ニ被仰付候共、彼是可申筋者一向無之候筈之処、対御支配過言差隙リケ間敷儀 杯申立候次第、不埒千万」と言い、以後そのようなことのないようにと、厳しく申しつけ、請書を差出させるとともに、三院老分に対して、「三院老分は若輩を押しやるべきを、充分その役目を果たさなかつた」として、3日間の謹慎を申しつける有様であった。更にまた奥院衆徒に対しては、奥院は三院の中でも他の二院とは別で、どんな場合でも本坊と一体でなくてはならぬのに、三院衆徒が同心して、礪礪山について本坊に抗議をしたのは不埒千万である、という理由で「……(三院衆徒が)今度一同仕候段者、全心得違⁽²⁾ニ御座候間、御捨免奉願候……」として、若物惣代・年行事・老分惣代が連印して本坊に対し、わび一札を入れる結果となった。

○ 寛政10年4月。
宝光院門前と上楠川との村境論に上楠川より賄賂を取って上楠川に有利に事を処理した。

○ 寛政10年6月。
両院門前百姓が戸隠山裏山に入山して山稼をするのに対し、今までなかった冥加銀を取り、御免札を発行するようになった。冥加銀は銀貳匁⁽³⁾であり、入山の条件は

- (イ) さわら、その他御用木になるような立木は一切伐らない。
- (ロ) 御免札のない者は裏山の立入り、伐木は勿論、薬草取りも禁止、発見者は訴え出ること。
- (ハ) 杉野沢村(越後)の者が間々

立入って盗木をするので、その監視をすること。

の3条であった。

○ 寛政10年11月。

戸隠山に宿泊する宿泊人から運上金を取り立てることとする。戸隠山はその地理的条件から、同山参詣人は中院谷・宝光院谷の坊や門前百姓の家に宿泊していたが、旅人を一人でも宿泊させる家は、本年より運上金を差出すようにというのである。その代償としてこのとき運上金を申し出た宿屋は株として、それ以外の宿屋を禁止する、としている。

以上が寛政5年入山以来、同10年までにとった堯璆の新法といわれるものだが、堯璆は(イ) 別当は戸隠山の領主であり、したがって戸隠一山の政治(経営)は別当一存で出来るのだ、(ロ) 戸隠一山の経営には旧慣その他、従来の仕来りには一切かかわる必要はないのだ、という強硬な態度で臨んでいる。にもかかわらず、堯璆の新法を阻止しようとして三院衆徒が結束したことに対しては、奥院は他の二院と同心せず、本坊と行動を共にするという旧慣を持ち出してきて、奥院を責めたるなど、その行動には一貫しないところがある。

ともあれ、この堯璆は戸隠歴代の別当の中で、最も我意を通した人物で、この後も三院衆徒との悶着がたえなかった。

[註](1) 今井家文書 789号

(2) 今井家文書 341号

(3) 宮沢家文書 379号

(2) 裏山一件

先述のように堯璆は次々と新法を出して三院衆徒と紛争をおこすが、それらのなかでも大規模なものは文化末年から文政初年にかけて起こった「裏山一件」とも呼ぶべき事件であろう。戸隠信仰は元来山岳信仰であり、信仰における山の比重が大きいが、戸隠諸山のうち、なかんずく戸隠山・高妻山は神体と

も呼ぶべきもので、戸隠信仰に占めるこれらの山の比重は圧倒的である。この戸隠山・高妻山の裏側を俗に『裏山』と呼ぶのだが、戸隠山・高妻山が神体山的地位を占める以上、その裏山は、前山同様に信仰のうえで大きな比重を占めるのはいうまでもないことである。この裏山は、地勢上からいえばむしろ越後国に連なっているのであるが、いわゆる『裏山一件』とは、この裏山を文化14年に、若干の報償金をとって、越後高田領分の関山宿の者に、本坊が永年入会を許したことから始まった。そのときの双方の取替証文は下の如くである。

(イ) 差上申証文之事

一、戸隠山御裏山、高妻山裏裾、弥陀之大門を西北、都て御裏山一円、当丑年を永年之請山に相究、毎年蔵米五俵宛之定山代米、御上納被仰付承知仕候、尤戸隠山御門前之百姓山稼仕候者、一同入会伐蒔可仕旨、被仰渡承知仕候、右取究之件、少も違背仕間敷候、為後日請山証文差上申所、仍而如件

高田領関山宿

文化十四年丑七月日 村越伴治

関山宿

大石彦四郎

戸隠山

御役所

前書之趣、拙者儀も立合、致承知候所相違無御座候、依之致奥印候以上

高田内用掛り

庄田喜左衛門

(ロ) 相渡申一札之事

一、当山裏山、高妻山裏裾通、右所弥陀之大門を西北之方一円、当丑年を御手前方、永年定請山に被相究、毎年蔵米五俵宛、定山代米被相納、当領門前山稼百姓共、被入会伐蒔仕度段、被相願、別院家江相

違聞済有之候に付、門前之者共へも申聞、納得承知仕候事

一、毎年之定山代米之義ハ、大石彦四郎関山村持高之田地を以、御年貢請役引之年に蔵米五俵宛之得分有之候地所、高反別共被相渡候に付、永年定山米、為代地榎に取納申候事、右之件に少も相違無之候に付、為後証連印一札相渡申所、仍而如件

戸隠山勸修院役人

文化十四年丑七月日

梶 助之進

小川録兵衛

大出内蔵丞

院代 中野伊織

至 誠 院

大石彦四郎殿

村越 伴治殿

これが関山宿大石彦四郎と戸隠山本坊との取替証文であるが、戸隠側は、裏山一円を永代入会として越後関山宿大石彦四郎らに開放する。関山宿大石彦四郎側はその代償として年貢諸役差引いた残り、米穀5俵分の耕地を戸隠本坊に渡すというものである。そしてこの耕地として関山宿にある高1石5斗7升6合、反別1反4畝10歩の田(中田)が同年7月付で書入れられ、同年11月6日付で、そこからの米5俵分、その代金1両2分が戸隠本坊に渡されている。つまり戸隠山本坊は、年間米5俵分1両2歩ほどの金で、裏山一帯を越後側に売渡したわけである。

これに対し、戸隠三院衆徒は門前百姓まで動員して反対運動をおこすわけで、文政元年(1818)9月に三院衆徒より次のような訴状が提出されている。

奉願候御事

一、此度御裏山弥陀之大門西北之裾、都而御裏山一円、高田領江永年山代に而入会に被仰付候段承知仕、右御裏山之義者、往古を諸参詣茂有之候所、及中絶候故、宝

永年中三院一同奉願候、則御聞濟之上御
本山江被仰上被下置候所、御許容之上、
山開諸参詣之輩江者御免札等、銘々願上
被仰付候上、参詣為仕候大切之御山＝御
座候得者、誠＝莊嚴之場所年々伐荒候而
者、歎々敷奉有候、且其後來之所茂難斗
奉存候、何卒御勘考被成下置候而、先前
之通＝被仰付被下置候様、一同奉願上候、
以上

文政元年九月 日 宝光院年行事
浄智院
中院年行事
覚照院
奥院年行事
御本坊 常楽院
御役所

つまり裏山一帯は戸隠信仰にとっては神体山ともいふべき莊嚴の場所であるので、入会として木材を伐荒すようなことはしないでおきたい、という理由で、高田藩領の人々に入会させることに反対するわけである。この三院衆徒門前百姓達の反対は非常に強いものであったらしく、ことの意外におどろいた本坊側は「永年入会、御破談＝相成不申候而者、一同不承知」と主張する三院衆徒側の要求におされ、この約束を破談にしようとして、高田藩領側に数度掛合った。ところが高田藩領側は、一度約束をして定山代米もすでに納めているうちは、そのようなことは納得することは出来ないと強硬であった。

困り果てた本坊は越後国関山の宝蔵院を頼み、結局、越後側の裏山入山は、「七ヶ年を限って材木伐流し、永年入会山稼⁽³⁾」という⁽³⁾ことで一件は落着した。この落着は文化3年5月のことであるので、さすがの堯璵もその晩年には往年の強引さもきかなくなっていたというべきであろう。堯璵の退陣は一件落着の翌年にあたる文化4年4月のことである。

〔註〕(1) 今井家文書 660号・富岡家文書 601号

(2) 宮沢家文書 381号

(3) 宮沢家文書 377号

4 飯縄一件について

(1) 寛文の出入

飯縄原をめぐるの戸隠神領と松代領葛山地方村々との争いは江戸時代を通してたえず続いている。そのなかで最初のおおがかりな争論が寛文年間のものである。しかもその結着である寛文の裁許は、以後、長い間次々におこる同種類の戸隠争論において、決定的な役割を果している。ではなぜ、このような争論が度々起るかという、その一番大きな理由は、本来戸隠神領上野村は、松代領となって同村と飯縄原を争った上屋地区村々と葛山郷（葛山七ヶ郷）を形成し、その一員であったのを、戸隠神領設定にあたって、古くからの生活慣習を共有している葛山七郷から一ヵ村のみを切り離したことにあったといえよう。

上野村を含めた葛山郷は地図を見れば判るように、かなり高い山岳台地のうえに、またその谷々の地を開けた山村である。したがって、江戸時代の村々一般がそうであるが、なかんづくこれら葛山郷村々にとって山林入会地の村落生活に対して占める比重は大きかったろう。しかも、このような地理的条件（地形）のもとでは、おそらく葛山郷村々は、各々その村々独自の入会林野を持つという形でなく、葛山郷村々全体が、全く分ち難い形で林野に入会いこれを共用していたと見做すべきであろう。したがって、本来生活基盤たる入会林野を有機的に共用してきた葛山七郷のなかから、上野村のみを切り離して支配の異なる戸隠神領につけた時から、後ほどおこる飯縄争論は宿命づけられていたといえよう。そして、このような事情のため、寛文11年（1671）に幕府の裁許が降ったにもかかわらず、それ以後も同様の争論がくりかえされることになったのであろう。

両者の争論が表面化してくるのは寛文の初

年のことである。ようやく内政の整備を終った松代藩は大日向伝左衛門という役人を派遣して松代領と戸隠領との境の設定をした。このとき、どれくらいの用意をしたか明らかでないが、先述のような事情のある地域故に、とうてい両者を完全に満足させる境を引くことは不可能であって、戸隠神領上野村はその時から境が不当に上野村分に入り込んでいるとして抗議をしている。上野村の主張によれば、この大日向伝左衛門の境設定のとき、上野村側からは一人の立会人も呼ばず、全く一方的に境杭を立て、そのため従来使ってきた草刈場が止められて生活にも困るのである。

ともかくこの新境立以来、新たに戸隠神領上野村と、松代領葛山村々(上屋村他六カ村)との争いは激しくなり、上野村側では新境立をした松代藩の役人大日向伝左衛門が、その後周辺山々より年間一万間もの薪木を伐採して私的商売をしていると攻撃するなど、あらゆる抵抗をしているが松代側はこれをとりあげ⁽¹⁾ず、結局寛文10年の江戸出訴となるのである。

江戸出訴のきっかけになった事件は寛文10年8月中旬におこった。神領上野村の百姓達が、大日向伝左衛門の設定した新境より内側、上野村分の入会地で仕事をしていたところ、松代領葛山郷の百姓が毎日2~300人ほども出て来て鎌を取上げたりして仕事の妨害をするので松代へ訴え出たが、はかばかしい返答ももらえず、その後も松代領側のいやがらせが続いた。9月に入り、9日10日に松代の検見役人が当地方に来たので、ちょうど幸いと、彼等に松代領葛山村々の百姓の我侭乱暴の処置を訴えたところ、どうい理由からか、翌日松代領葛山の百姓のみならず、里郷の百姓まで含めて5~600人も百姓が大挙して押しかけてきて、上野村百姓がそれまでに刈取り、積上げておいた干草に火を付けて焼払い、そのうえ残った分は全部持ち帰ってしまった。それで「百姓干草持不申候得者、来年草出来

申候迄、牛馬飼申儀、成り不申候、其上作物仕付申義不罷成候=百姓が干草を持たなければ、来年の草が生えるまで牛馬を飼うことが出来ない、そのうえ、作物を植付けることも出来ない」というので訴状をつくって松代へ訴え出たが、松代側では訴状を受取らないので、前島作左衛門という人に訴状を渡しておいて、やむなく江戸寺社奉行所に訴え出たのである。この訴状は寛文10年11月11日の日付になっており、前記のような訴状提出理由と、事件の経過を2カ条にわたって記したのち、最後の第8条に次のように記している。

一、戸隠山御朱印ハ、守護不入=而御座候故へ、松平上綱守様以来、新境被立申儀無御座候所、前伊豆守様御代、裏山境立、当伊豆守様表山迄新境被立申、剩戸隠領分飯繩山笠山迄、十万石領と被申、衆徒百姓迷惑仕、山里共及大破=申候而、御代々之御朱印、並神領無相違立申候様=、被仰付被下候ハ、難有可奉存候、委細ハ大日向伝左衛門申候由=候間、葛山郷之物共被召出、双方御尋之上口上=可申上候、以上

つまるところ、戸隠山が持っている御朱印に「守護不入」とあるという主張が、戸隠側主張の根底にあるところで、この文言と論理は以後、ことあるごとに戸隠側から持ち出されるものである。

〔補註〕

戸隠山の慶長17年(1612)の朱印状に「社領門⁽²⁾前境内、山林竹木為守護不入」という文言があり、この文言はそれ以後の朱印状にもくりかえされている。

さてこの訴えを寺社奉行がどのように審議したか、その経過は判らない。がともかく約1年後の寛文11年7月4日に判決が降り裁許状が出されている。その裁許状は次の如くで

(3)
ある。

信州水内郡戸隠山衆徒、神領上野村百姓と、同国松城領葛山七ヶ村之百姓、并飯繩明神領荒安村之神主、就諍論、令糺明申渡覚

戸隠之衆徒并百姓者神領境之儀、先規より銚子口大沢志なの木池長峯上野村之内山にて、其外草山者入相之由申之、葛山之百姓者、上者笠山之西、中越之つるねより、二俣沢に至り、中者長沢、下者銚子口橋場大沢切、古来境之由申之、右双方遂穿鑿之処、葛山百姓方に證文証跡無之、戸隠方には長録二年之縁起に四至傍示之境、慥載之、其外古証文分明候、上野村と葛山之地境者、葛山之百姓境と申内に、上野村之古畑数ヶ所有之、然上者衆徒并上野村百姓申分理運候、且又飯繩神主申候者、飯繩山者本山荒安之飯繩者表にて、古来両所之支配致来、戸隠之神領之内にては無之由申、数通古証文を出し候、戸隠衆徒申候者、神主如申、飯繩之儀、荒安村飯繩之神主神役等相動雖致支配、根本飯繩之嶽と申所江、大明神天福之年ニ勸請以来、飯繩山大明神と申候故、山者戸隠領之内ニ無紛、縁起にも有之由、就申之、数度令吟味之処、神主所持之証文内ニ、飯繩山之事為大明神之神領儀、不相見、殊慶長九年神領百石之書出にも、山林者梨窟山と各別に有之上者、神主不謂申分に候間、弥如有来、神役斗相動、飯繩山に不可構、依之絵図之面境目に墨筋を引、加判双方江遺置之条、不可違失者也

寛文十一年亥七月四日 五兵衛印(勘定奉行)

内蔵亮印()
猪右衛門印()
出雲印(町奉行)
大隅印()
長門印(寺社奉行)
伊賀印()
山城印()

内膳印(老中)
但馬印()
大和印()
美濃印()

勘定奉行・町奉行・寺社奉行に老中が連署しているところから、評定所扱いとなり、三奉行に老中が加わって審議決裁になったことが判る。

これを見れば判るように事件は一方的に戸隠側の勝訴となっている。戸隠勝訴の根拠としては、松代領葛山村々の側にはその主張をあとづける証文・証跡が全くないのに対し、戸隠側には長禄2年(1458)の縁起があり、その縁起の中に戸隠神領の領域を示す四至傍示(土地の境界を示す境の印)があること。更に戸隠側の主張を実証する古証文があること。松代領葛山村々の百姓が自分達の領域だと主張する地域内に、上野村百姓が耕作している古畑が数ヶ所存在することなどがあげられている。そして荒安村飯繩神社の神主が主張する飯繩山は荒安村飯繩神社の領分であるとの主張もしりぞけられている。

このように寛文の飯繩一件は、戸隠神領上野村の方が一方的勝利を収めるのであるが、本来葛山七カ郷は一体であるべきで、それを上野村一カ村と、上屋村他六カ村の二つに分ける事自体非常に無理なことであり、したがって寛文の裁許が出たにもかかわらず、現実にはこの問題は解決せず、明和年間に再び、江戸評定所に持ち込まれるまでの争論に発展しているが、結局この争論も寛文の裁許同様戸隠側の勝訴となっている。しかしこの一件はこれで終わらず、天保年間に再び大争論がわきおこっている。

なお、寛文の裁許で戸隠側の勝利をもたらした長禄2年の縁起なるものは現在は見られず、したがって、これを根拠としての寛文の裁許が正しいかどうかの判定は今日の段階では下し難い。

〔註〕(1) この一件は、富岡家文書 401号による。

(2) 信濃史料 第21巻所収

(3) 富岡家文書 今井家文書

(2) 天保の出入

天保の飯縄山一件は、飯縄山入会をめぐるのではなく、飯縄山頂にある飯縄神社奥宮をめぐるおこった。飯縄神社本社は葛山七カ郷のうちの一つ、荒安村にあるのだが、その奥宮として、飯縄山頂に小さな社があった。寛文の出入では、このことも含めて飯縄山の領有が争われるが、裁許では、山頂の社のみが荒安村の飯縄神社に属し、飯縄山そのものは戸隠神領に属すると決定され、以後それが守られてきた。

天保元年(1830)飯縄神社の神主、仁科甚十郎は飯縄山頂の社の建替を思いつき、関係地域で寄付金を集め、翌年それが出来あがった。そのとき「参籠者が雨の日などに、暖をとるため社の板などをはずし、それで焚火などをする」という話を聞いたので、色々対策を考えた末、天保3年7月、今後飯縄山に登山する者には、飯縄神社神主仁科甚十郎より鑑札を渡すことにし、⁽¹⁾同月6日、戸隠山衆徒と上野村庄屋の方へもその旨を申し入れた。それに対して戸隠側は、「先例のない新規のことであるので、よくよく相談のうえ返答をする」と申し送っている。⁽²⁾戸隠側とすれば、寛文の裁許以来、自由に入山して来た飯縄山に、一々仁科甚十郎の鑑札を受けて入るといふ新法は、全く我慢出来ないことだったのである。仁科氏の申し出への返事はそのまま、7月26日の例年の飯縄参籠日に、上野村百姓大勢が向ういていって、いやがらせをしたといわれている。⁽³⁾但し、この「いやがらせの事」とは、仁科氏側の主張で、事実がどの程度だか判らないし、またその「いやがらせ」の事実があったとしても、戸隠側の統一した意志として行なわれたのか、個々の百姓が勝手に行なったのか、そのあたりは判らない。

さて翌天保4年4月19日になって、上野村の庄屋泰助から、「飯縄山奥宮参籠人へ鑑札を渡して入山させることは新法であるので直

ちに中止をするように」と仁科氏側へ申し入れがあった。この鑑札問題が解決しないうちに、5月1日より7日まで続く例年の天下泰平・五穀成就祈願の参籠が始まり、仁科甚十郎の息子が名代として飯縄登山、多くの百姓と祈願を始めた。そこへ戸隠衆徒の遍照院・王泉院・普賢院ら7～8名の者が乗り込み「戸隠山所有の神社へ無断で立入って修行することは違法だから退散するよう」と主張した。そして数日後更に遍照院・仏性院・覚照院らの衆徒と上野村総代新兵衛などが仁科甚十郎を尋ね、「飯縄山にある奥宮に参籠する者へ鑑札や守札を渡すのは新法であるので直ちに止めるように。また里宮門前にある掛札を直ちに取りはずすよう。」と談判に及んだ。このとき仁科甚十郎は、このまま息子を参籠させておくと、戸隠側がどのような乱暴狼藉をするかも知れぬと心配し、⁽⁴⁾直ちに人をやって息子を下山させている。

この月の23日、戸隠側ではこの問題について、三院衆徒に上野村庄屋清水泰助・長百姓新兵衛・作之助が交って色々対策を協議している。その内容は判らないが、寛文裁許以来の戸隠側の飯縄山に対する権利からみて、多分今度の仁科甚十郎の行為を不法とみて強気でことに当ることを決めたのではなかろうか。

さて同年7月27日の参籠の日に、いよいよ問題を表面化させる事件がおきている。仁科甚十郎側に言わすと、ことは次のようである。例年執り行なっている7月27日の参籠の日が来たので仁科甚十郎は息子を名代とし、これに家来として百姓5～6人をつけて登山させようとしたところ、戸隠衆徒の広善院他2名を頭取として上野村百姓数百人が、てんでに大鎌・棒・驚口・捕縄などを持って神社内に行き入り、用意していた鑑札を奪い、諸方から参籠のため集まった人達にむかって「荒安村の鑑札＝(飯縄神社里宮は荒安村にある)を持った者は登山させない」といってこれを威

嚇し、大事な神事を妨害したというのである。⁽⁶⁾

このような二度の事件に憤慨した飯縄神社神主の仁科甚十郎は、この問題を寺社奉行に訴え出ることを決意し、天保5年10月16日に岡沢平左衛門を 使として、「飯縄山 再建御遷宮に戸隠一山より大勢登山して祈祷のさまたげをしたことは不法であるから、これを寺社奉行に訴え出る」ということを戸隠側に申し伝へて来た。⁽⁷⁾ 仁科甚十郎がこのような思い切った行為に出た背後には、松代領葛山郷村々の者の支援があったことは間違いないであろう。

この通告を受けた戸隠側は勿論受けて立つことに決意したのであろう。天保5年11月、「飯縄山論ニッキ一山規定」とも名付くべき8カ条規定を作製⁽⁸⁾、戸隠五十三院全員が署名捺印している。それをみると、

- 一、飯縄神社の神事に戸隠衆徒がのりこんで乱暴したとする仁科甚十郎の言い分は、三院全員にわたって嚴重に穿鑿したが、そのような不法なことを行なった者は一人もいないことに決着した。万一後になって(訴訟の取調べなどで)、この人が乱暴をしたという人が出て来た場合は、指摘された人が責任を持って申し開きをすること。
- 一、戸隠一山衆徒の話し合いを、他領の者は勿論、自院の者、また近村出入の者へも決して話さない。
- 一、一山衆徒皆貧困であるので、(訴訟などの)入用などは出来るだけ少なくすること。
- 一、惣代は三院衆徒相談のうえ、一件を通して御頼みすること。
- 一、一件のための諸事雑用は銘々出精して差出すこと。

などが決められている。

さて仁科甚十郎が予告したごとく寺社奉行に訴え出たのは天保6年(1835)2月のことである。⁽⁹⁾ この訴えにもとづき寺社奉行脇坂中務大輔から関係者に呼び出しが来たのが同年

6月で、差日(出頭指定日)は7月13日であった。⁽¹⁰⁾ そこででいよいよ代表を送って、寺社奉行所で飯縄神主仁科甚十郎と対決するわけであるが、戸隠衆徒は観法院(奥院)院主を惣代にえらび、訴訟に関する一切の権限をまかすと共に、惣代観法院に対し、戸隠衆徒全員より、惣代として訴訟を扱うにあたって、万一入牢その他のことがあった場合も必ず身元を全員で引受けるという「身上引受証文」を差出している。⁽¹¹⁾

一方飯縄神社神主仁科甚十郎側も松代領葛山郷村々をはじめ、松代側の人々に支援されて訴訟用意をととのえたことは間違いないだろう。葛山郷上屋村名主(中沢氏)文書の中に、天保の飯縄一件につき葛山村々から仁科甚十郎に差出した助力金請取の綴が残っているが、それを整理すると第7表の如くなる。⁽¹²⁾ これだけで全261両1歩の大金となっている。

第7表

天保6年7月25日、	葛山全村ヨリ	50両
天保6年11月21日	上屋村小左衛門	34両
天保7年3月2日	上屋村文右衛門	} 50両
	小左衛門	
	泉平村 太兵衛	
天保8年9月19日	上屋村名主	50両
天保8年10月12日	葛山全村	1両
天保9年4月23日	上屋村孝右衛門	30両
天保9年9月4日	"	10両
天保10年3月9日	上屋村名主	20両
天保13年9月	上屋村名主 (時借)	6両
天保14年3月2日	葛山村々	10両
天保14年5月1日	"	2両
天保14年5月13日	上屋村会所元	3両
天保14年8月22日	上屋村名主	1歩
弘化1年11月25日	葛山村々 (時借)	10両
弘化2年5月22日	"	30両
	助力金	245両 1歩
	時借	16両
	計	261両 1歩

さて戸隠側は従来の如く寛文の裁許状の中

心とする一連の史料を提出、飯縄神主が飯縄山頂の宮を支配するのは全くいわれないことだとして「飯縄山宮之儀者、寛文度御裁許御文言=御座候通、天福元年大明神於戸隠山=、勸請仕候宮=御座候得者、元より荒安村神主、可至支配道理無御座候……」といている。この主張に対し、寺社奉行(扱いは寺社奉行を含めた評定所となる)側は、飯縄山頂の宮を飯縄神社神主仁科甚十郎が支配することを承服出来兼ねる者の名を、一人一人書出すようにとのことであった。ともかく今回は寛文の裁許が直ちに効力を発揮するといった従来の訴訟とは大分事情が異なっているので、戸隠側は、一件を示談内済にすることを申し出たが受入れられなかった。(14) 形勢は必ずしも戸隠側に順調とはゆかないので、惣代観法院は病身を理由に代表を罷めたいと言い出し、戸隠衆徒は、最初から事情を知った惣代がいなくなるのは困るからと、たつて観法院に頼み、再び「身上引受」の一札を入れ訴訟にそなえている。(15)

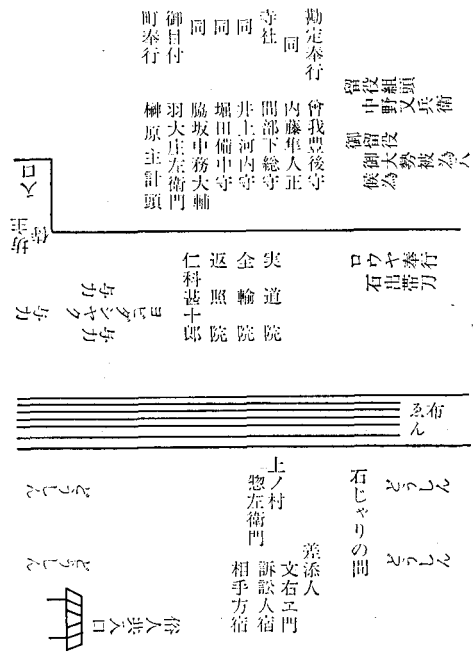
結局江戸から現地検証の役人を派遣することに決定、翌8年10月、御普請役格の小野貢左衛門、同御手代の中田広助両人が出張調査にあたっている。(17) この間、戸隠側の惣代観法院は再び、借財がたまって、これ以上惣代を続けることが出来ぬと辞退を申し出ている。(18)

さて現地検証に来た二人の役人は、訴訟相手方の上屋村に宿泊して現地調査を始めている。(19) その現地検証は相当詳細精密なものであったようであるが、飯縄山麓大久保で仁科甚十郎の名代、仁科啓之助と対決したとき、啓之助より、戸隠側が飯縄山領有主張の根拠とする「天福元年に戸隠山で飯縄大明神を勸請した」というのは、戸隠山の誰が勸請したのか、との質問があり、戸隠側が返答につまるなど、戸隠側が不利になるようなことが多かった。

これらの調査の結果、天保12年4月8日になって寺社奉行阿部伊勢守より関係者は出頭するようにとの差紙がとどいた。(21) 同年6月13

日、荒安村を始め葛山村々等、戸隠の訴訟相手にあたる村々の領主、松代城主真田幸貫が老中に就任した。これで、ただでさえ形勢が悪かった戸隠側は、ますます条件が悪くなり、同年8月には御留役の河原七左衛門に、今迄飯縄一件出入で、戸隠側に勝利をもたらす根拠となった長禄2年の縁起にある四至傍示を「此度之証拠=者不相成、無用之者=候」・「寛文中=者取用候共、此度者不用」と証拠としての採用を拒否され、結局「寛文度之御裁許者、其節之御役人中之御見込違之申=而、右飯縄山者甚十郎進退之山と相見候=寛文度の御裁許は、その時の役人の見込違いからおこったことで、飯縄山は仁科甚十郎が支配

飯縄一件評定所座席図



する山である」という文言のある一札(口書)に調印するよう迫られ、戸隠側代表は色々抵抗したが、結局抵抗し切れず調印をさせられてしまった。(23) しかし調印後も戸隠側は色々手段をつくして、この一札(口書)の取消しを運動したが成功せず、天保13年正月21日に評定

所で裁許がくだるのである。

裁決の日の評定所の様子は次の図のごとく⁽²⁴⁾である。結果は言うまでもなく戸隠側の完全な敗北である。その時の裁許状を若干長いが次にかかげておく。

仁科甚十郎訴趣、飯繩山之儀先祖伊藤豊前守領地ニ而、飯繩明神之神燈を蒙、天福元年同山を再興いたし、其後代々右明神仕致処、寛文中戸隠山衆徒、并上野村百姓江、同図広瀬村外六ヶ村之もの共、飯繩山麓原山境之儀ニ付出入およふ砌、先代仁科玄蕃呼出ニ相成、吟味更類所申立方、不行届、同人者神役斗相勤飯繩山ニ不可構旨、裁許更類といへとも、宮支配之儀者、如前々之いたし來然処、近年戸隠山衆徒并上野村々もの共、右宮をも進退之由申掠、定式参籠をも相妨類段、難心得旨申之、戸隠山衆徒并上野村百姓答趣、飯繩山之儀者、戸隠之領内ニ而、天福元年飯繩明神を勸請いたし、連綿戸隠山ニおゐて支配仕來段紛無之、寛文中広瀬村外六ヶ村及出入候節、甚十郎先代仁科玄蕃呼出ニ成といへとも、同人者神役斗相勤、飯繩山ニ不構旨、裁許ニ而、其後正徳度同図西条村外九拾五ヶ村、并明和度右広瀬村外六ヶ村と尚又出入およふ砌も、寛文度申渡之趣を以、夫々裁許をも更類儀、旁神役之外甚十郎より可差構筋、無之処、飯繩山宮支配之儀も同人方ニ而仕來など申懸類段、却而難心得旨、及争論、広瀬村外六ヶ村者、前々飯繩山社辺普請掃除之神役等相勤、同山麓原山江入会、秣刈採來、寛文并明和度、戸隠衆徒并上野村もの共、及出入、裁許更類通、右入会境者院相守、寛文已後飯繩山者、戸隠持ニ相成間、普請掃除之神役者不相勤旨申之、西条村外カ拾五ヶ村者入会境之儀、正徳度裁許之通相心得、申分無之旨申之、再応遂糺明処、相手方之儀、飯繩山者寛文度裁許之趣を以、訴訟方ニ而可差構筋無之間、宮建替普請等

之儀も前々より相手方ニ而、いたす由申立るといへとも、安永四年上野村庄屋市左衛門外壱人、訴訟方甚十郎先代仁科玄蕃任頼、宮建替之世話いたす節、入用金受取書、甚十郎所持いたし、其節之人別帳札上、印形も令符合、右宮并荒安村地内、梨窪山ニ勸請有之里宮とも、建替之節之、訴訟方領主役場江願之上、右領内相對を以、寄進更式者、領主ノ寄附物等も有之段、無相違上者、相手方ニ而建替類由之申分者難立、然におゐて者、元來戸隠山ニ而勸請いたす飯繩明神之本躰、鎮座之宮、從來訟訴方ニ而進退いたすを、其俟可差置謂無之、飯繩山之儀者、長祿二年之戸隠山縁起ニ、四至傍示之境隨ニ書載有之とも、都而縁起者外ニ的當之証拠無之而者難取用、天正十六年上野村庄屋東躰弁より取置書付之儀も令戸隠山江立入間敷旨之書面ニ而、右之外可引当古証文も無之上者、寛文度裁許不更已前も、飯繩山を戸隠山ニ而進退いたすと之申分、是又難立、正徳明和度裁許之趣者、素々寛文以後之儀、其余無証拠申口迄之儀者、双方共不足取用、雖然訟訴方甚十郎ノ差出、武田上杉家之朱印、并慶長九年大久保石見守証文等之趣ニ而者、前々飯繩山を甚十郎方ニ而支配いたす段、無紛相聞、寛文度之裁許者、全過失ニ付、今般衆儀之上相定趣者、以來飯繩山者一円、訴訟方仁科甚十郎進退と心得、社辺掃除之神役等も、御朱印御文言之御趣意を以、広瀬村外六ヶ村之もの共、申合相勤、入会秣場境儀者、今度争論ニも不及儀ニ付、都而前々之通相心得、一同無差支様可取斗旨、令裁断、寛文正徳度之裏書絵図者取上、明和度裁許之儀も、戸隠山ニ而者取用間敷旨、申渡畢、仍為後鑑各加印判、双方江書下置条永不可違失もの也

御用方無加印

天保十三寅年正月廿一日 土 丹波

御用方無加印

梶 土佐

戸隠山神領の構造と入会問題

佐 長門 [㊦]	(15) 今井家文書
鳥 甲斐 [㊦]	(16) 宮沢家文書 718号
遠 左衛門 [㊦]	(17) 宮沢家文書 721号
路 能登 [㊦]	(18) 宮沢家文書 722号
松 伊賀 [㊦]	(19) 宮沢家文書 721号
戸 日向 [㊦]	(20) 宮沢家文書 723号
阿 伊勢 [㊦]	(21) 宮沢家文書 725号
稲 丹後 [㊦]	(22) 宮沢家文書 389号
信州水内郡	(23) 宮沢家文書 727号
戸隠山	(24) 宮沢家文書 156号
衆徒	(25) 今井家文書 328号
上野村	(3) 弘化の示談
百姓	

内容は先述の通りであって、寛文度の裁許は誤審と判定され、寛文・正徳兩年度の絵図は取上げられ、明和の裁許も無効とされてしまった。戸隠側が完全に敗訴した理由には、相手方領主が老中という幕府最高権力者の地位に坐っていたということも勿論大きいたろうが、寛文度裁許に決定的な役割を果たした縁起に対し「都而縁起者、外^ニ是^ノ当之証拠、無之而者難取用^ニすべて寺社の縁起などは、その他に、それを裏付ける適切な証拠がなければ裁判の証拠物件とは認めない」といったような審査技術の進歩があったことも認めなくてはならぬだろう。⁽²⁵⁾

〔註〕(1) 上ヶ屋村 中沢家文書

- (2) 宮沢家文書 709号, 今井家文書 332号
- (3)(4) (1)と同じ
- (5) 宮沢家文書 709号
- (6) (1)と同じ
- (7) 宮沢家文書 709号
- (8) 今井家文書 345号
- (9) 今井家文書
- (10) 宮沢家文書 709号
- (11) 宮沢家文書 155号
- (12) 上ヶ屋村, 中沢家文書
- (13) 宮沢家文書 712号
- (14) 宮沢家文書 715号

評定所の裁決で完全に勝利を収めた仁科甚十郎は、新たに決まった境筋を地図に掛紙し、それを役所に伺って確認のうえ、翌2月、神領の者に猥りに境界をこえて飯繩山に立入らぬようにと通達して来た。訴訟での完敗につぐこの処置に非常に驚いた戸隠神領側は、寄集まって色々相談した末、今度は神領百姓を正面に立て、衆徒側は後から援助する体勢をと⁽¹⁾り、同年7月17日に、戸隠神領上野村庄屋と、中院・宝光院両門前庄屋との名で、仁科甚十郎および松代領葛山村々々を相手取って飯繩山入会地につき寺社奉行に訴え出た。その訴状をみると「……上野村⁽²⁾ニ而、山手糶差入会来候秣場江、戸隠領のもの共、為立入間敷趣、当六月中葛山七ヶ村⁽²⁾申断、剩荒安村百姓共迄申合、銘々牛馬等率来り、掃除之神役と申紛、戸隠神領百姓持野持林江日々入込、秣竹木伐荒し、言語道断之及所業……」と、戸隠神領百姓の生活・生産の場を荒すからという形で訴訟をおこしている。この訴訟が提起される前月の6月、戸隠衆徒と神領・門前百姓の間に、訴訟費用分担方法として、争論入費〔(イ) 出府入用、(ロ) 地所見分のための役人が来た時の入用、(ハ) 奉行所への出頭入費〕はすべて両者が半分ずつ持つこととする。また惣代1人につき1日金2朱の経費を計上する、とい⁽³⁾った詳細な取決めが交されているところからみると、前記訴訟は神領・門前両百姓が自ら

の生活を守るために起したというより、衆徒・百姓が完全に同心して起したというべきであろう。したがって、入会採草地の問題として訴訟を提起しているのは、先の訴訟で、あまりにも安易に、寛文の裁許、旧慣といったことのみを依拠していた訴訟技術に反省を加えて、年貢を納入する百姓農民の生活・生産の問題として訴訟技術を切りかえたことを意味するだろう。降って翌々月の8月15日に、「葛山側の百姓が論所に立入り勝手な振舞をするうえ、上野村側の畑の作物を荒した」という訴えを追加している⁽⁴⁾。またこのため戸隠衆徒達は天保13年に50両、天保14年に50両、都合100両の金子を借用している⁽⁵⁾。しかし一件は容易に決着がつかず、結局弘化3年(1846)次のような条件で両者は示談内済してようやく、ともかくの決着にこぎつけるのである。

一、飯縄山のうち、字大久保の人家の側の

大岩から笠山の山頂へまっすぐ見通し、また大岩から萱宮前、れ印五拾番杭へまっすぐに見通した境界線を引く。その境界から右側は上野村で秣等を自由にとってよい。但しその代償として年に5斗3升入り9俵を山手米として仁科甚十郎に差出す。

一、その年の作柄で、上野村の秣の出来がよくなくて、百姓が難儀をするときは、上野村から仁科甚十郎に前もって相談して、境界の東側、人馬の往来する場所に坪数を決めて秣を刈採ることを認める。

以上のような事情で、ともかく飯縄一件は、戸隠側の完全な敗北で終るのである。

〔註〕(1) 宮沢家文書 728号

(2) 宮沢家文書 150号

(3) 宮沢家文書 149号

(4) 宮沢家文書 732号

(5) 宮沢家文書 752号